

(別冊)

税理士事務提要

平成14年7月

国税庁 総務課

この事務提要において使用する略語・略称の意義は、次のとおりである。

略語・略称	意 義
法	税理士法（昭和 26 年 6 月 15 日法律第 237 号）
旧法	平成 13 年法律第 38 号（税理士法の一部を改正する法律）による改正前の税理士法
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年 3 月 31 日号外法律第 22 号）
令	税理士法施行令（昭和 26 年 6 月 15 日政令第 216 号）
規	税理士法施行規則（昭和 26 年 6 月 15 日大蔵省令第 55 号）
法取扱規程	税理士法事務取扱規程（昭和 26 年 12 月 22 日国税庁訓令特第 29 号）
懲戒取扱規程	税理士懲戒処分等事務取扱規程（昭和 57 年 7 月 8 日大蔵省訓令特第 13 号）
聴聞取扱規程	税理士法聴聞事務取扱規程（平成 7 年 4 月 13 日大蔵省訓令特第 8 号）
基通	平成 14 年 3 月 26 日付官総 6－11 外 1 課共同「税理士法基本通達の制定について」（法令解釈通達）
庁	国税庁
局	国税局及び沖縄国税事務所
署	税務署
国税局長	国税局長及び沖縄国税事務所長
所轄署長	税理士等の事務所及び税理士法第 52 条違反行為が想定される者の所得税等の納税地を管轄する税務署長
税理士会	税理士会及び税理士会の支部
日税連	日本税理士会連合会
税理士監理官	国税局にあつては税理士監理官、沖縄国税事務所にあつては総務課長をいう。
税理士事務担当者	財務省組織規則、国税庁事務分掌規則等により税理士制度の運営に関する事務を所掌する課等の職員をいう。
通知弁護士	税理士法第 51 条第 1 項の規定により、国税局長に通知して税理士業務を行っている弁護士をいう。 (注) 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法（昭和 45 年法律第 33 号）第 7 条に該当する者は、那覇地方裁判所の管轄区域内にある弁護士会を経由して、沖縄国税事務所長に通知することにより、沖縄国税事務所の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。
通知弁護士法人	税理士法第 51 条第 3 項の規定により、国税局長に通知して税理士業務を行っている弁護士法人をいう。
税理士等	税理士、税理士法人、通知弁護士及び通知弁護士法人をいう。 (注) 通知弁護士及び通知弁護士法人については、税理士業務を行う範囲において、税理士法上の特定の規定が適用されることに留意する。
臨税許可者	税理士法第 50 条の規定により、臨時に税務書類の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを国税局長から許可された者をいう。

目 次

【 事 務 手 続 編 】

第1章 総 則

第1節	税理士事務提要の目的等	1
第2節	税理士事務の概要	2
1	署	2
2	局	3
3	庁	3
第3節	共通的留意事項	3
1	文書管理の徹底	3
2	端末機管理等	4
3	その他の法令への対応	4
4	情報セキュリティの確保	5

第2章 税理士会

第1節	連絡協調等	1
1	協議会等の開催	1
2	網紀監察部等との連絡協調	2
3	研修会等への協力	2
4	税理士会への働きかけ	2
第2節	指導監督等	3
1	会則の変更等	3
2	総会の決議事項	3
3	複数署支部設置の承認	3
4	行政手続法の適用	3

第3章 情報の収集

第1節	情報収集要領等	1
1	税理士等情報連絡せんの作成等	1
2	情報収集に当たっての留意事項	1
3	情報連絡せん等の処理	1
第2節	税理士等からの情報収集	2
1	対象者	3
2	対象情報	3
3	収集方法	3
	(別表3-1)税理士等に課せられた義務等	4

第4章 調 査 等

第1節	実態確認	1
1	対象者	1
2	選定	1
3	計画等	2
4	実施要領	2
第2節	調査	3

1	対象者	3
2	選定	3
3	計画等	3
4	事前準備	4
5	調査着手の要領	4
6	調査上の留意事項	4
7	質問てん末書作成	5
第3節	調査後の処理	5
1	調査事績書の作成	5
2	税理士等調査事案検討会の開催	5
3	調査事績書の決裁等	6
4	じ後の管理	6
(別表4—1)	違反行為等の態様	7

第5章 指 導

第1節	一般的指導	1
第2節	個別的指導	1
1	実態確認による指導	1
2	調査による指導	1
3	確認調査による指導	2
4	指導における留意事項	2
5	行政手続法の適用	2

第6章 懲戒処分等

第1節	懲戒処分	1
1	進達	1
2	予告通知	2
3	聴聞又は弁明の機会の付与	2
4	処分通知	2
第2節	処分後の措置	8
1	関係部署への連絡等	8
2	停止期間経過後の措置	8
第3節	その他	8
1	懲戒処分の請求等	8
2	告発	9

第7章 法第52条違反への対応

第1節	情報の収集等	1
1	職員への周知	1
2	納税者に対する注意喚起	1
第2節	確定申告期における対応	1
1	広報	1
2	受付窓口等における対応	1
第3節	法第52条違反行為の確認	2
1	確認調査の対象者	2
2	選定	2
3	事前準備	2
4	確認調査の実施	3
5	確認調査時の留意事項	3
6	確認調査及び確認調査後の処理	3

第8章 税理士登録に係る確認等

第1節 税理士登録申請者に係る確認	1
1 税理士登録申請書副本の受理	1
2 税理士資格等の確認	1
3 通知書の作成等	2
4 局への送付	3
5 局における処理	3
6 登録拒否の通知の処理	3
第2節 変更登録等	5
1 変更登録の申請	6
2 登録抹消の届出	6
3 税理士証票の返還	6
4 税理士法人の届出	6
(参考) 登録関係事務フロー	7

第9章 臨時の税務書類の作成等の許可

1 申請	1
2 審査	1
3 許可書の作成等	1
4 許可の通知	1
5 許可書の回収等	2

第10章 通知弁護士等

1 通知書の確認等	1
2 名簿情報等の入力	1
3 通知弁護士等への対応	1

第11章 退職予定者に対する指導等

第1節 退職予定者への周知徹底等	1
1 法第42条の周知徹底	1
2 税理士法遵守についての注意喚起等	1
第2節 法第42条ただし書の取扱い	2
1 申請書の提出	2
2 局における処理	2
3 承認等の通知	3

第12章 犯罪収益移転防止法

1 税理士又は税理士法人に課せられる義務	1
2 情報の収集	1
3 報告	2
4 立入検査	2
5 指導等	2
6 進達（是正命令）	2

第13章 中小企業等協同組合

1	設立の認可及び定款変更の認可	1
2	指導・監督	1
3	その他	1

【 事 務 手 続 編 】

第1章 総 則

第1節 税理士事務提要の目的等

税理士事務提要は、税理士制度の運営に関する事務について、法令等の定めるところにより適正かつ円滑に実施するための事務手続を定めるものであり、国税局及び税務署の税理士事務を担当する職員は、この事務提要に基づき、税理士等がその公共的使命（法第1条）を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士業務の適正な運営の確保に努めなければならない。

なお、この事務提要は標準的な事務手続を定めたものであるもので、税理士等の数、税理士事務担当者の多寡、局署の特殊事情等に照らしてこれによることが困難又は不適当と認められる場合には、その本旨を変えない範囲でこれに改善を加えることができる。

【参考】

○ 税理士法

（一般的監督）

第49条の19 財務大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の適正な運営を確保するため必要があるときは、これらの団体から報告を徴し、その行う業務について勧告し、又は当該職員をしてこれらの団体の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

（監督上の措置）

第55条 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 （略）

（事務の委任）

第57条 国税庁長官は、第55条第1項の規定によりその権限に属せしめられた事務を国税局長又は税務署長に取り扱わせることができる。

○ 国税庁長官の権限に属する事務のうち国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）及び税務署長に取り扱わせるものの告示

国税庁長官の権限に属する左の事務は、税理士法（昭和26年法律第237号）第57条第1項の規定に基づき、左の区分に従い、国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）及び税務署長に取り扱わせるものとする。

1 国税局長

イ 税理士又は税理士法人から報告を徴する事務

ロ 当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、又はその業務に関する帳簿書類を検査させる事務

2 税務署長

イ 税理士又は税理士法人から報告を徴する事務

ロ 当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、又はその業務に関する帳簿書類を検査させる事務

○ 財務省設置法

（任務）

第19条 国税庁は、・・・（略）・・・税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第 20 条 国税庁は、前条の任務を達成するため、・・・(略)・・・次に掲げる事務をつかさどる。

一 税理士制度の運営に関すること。

二・三 (略)

(国税局等)

第 23 条 1・2 (略)

3 国税局及び沖縄国税事務所は、国税庁の所掌事務のうち、・・・(略)・・・次に掲げる事務を分掌する。

一 税理士制度の運営に関すること。

二・三 (略)

4～8 (略)

○ 財務省組織規則

(税務署の所掌事務)

第 545 条 税務署は、国税局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

一 (略)

二 税理士制度の運営に関すること。

三～七 (略)

○ 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

(国税庁の所掌事務)

第 2 条 国税庁は、財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）第 20 条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律（税理士法ほか）を執行する。

(事務の実施基準)

第 3 条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、・・・(略)・・・税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第 4 条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一・二 (略)

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

第 2 節 税理士事務の概要

1 署

税務署における税理士事務の概要は、次のとおりである。

- ① 税理士会支部との連絡協調等に関する事務
- ② 税理士会支部に対する指導監督等に関する事務
- ③ 情報の収集に関する事務
- ④ 税理士等に対する調査等（実態確認、調査）に関する事務
- ⑤ 税理士等に対する指導に関する事務
- ⑥ 法第 52 条違反への対応に関する事務
- ⑦ 税理士資格の確認等に関する事務
- ⑧ 臨時の税務書類の作成等の許可に関する事務
- ⑨ その他の税理士制度の運営に関する事務

2 局

国税局における税理士事務の概要は次のとおりである。

- ① 税理士会との連絡協調等に関する事務
- ② 税理士会に対する指導監督等に関する事務
- ③ 税理士会の会則変更認可の申請に関する事務
- ④ 情報の収集に関する事務
- ⑤ 税理士等に対する調査等及びその取りまとめ等に関する事務
- ⑥ 税理士等に対する指導及びその取りまとめ等に関する事務
- ⑦ 税理士等に対する懲戒処分等（庁への進達、通知書の送達、聴聞等）に関する事務
- ⑧ 法第52条違反への対応に関する事務
- ⑨ 臨時の税務書類の作成等の許可に関する事務
- ⑩ 通知弁護士及び通知弁護士法人に係る通知書の受理並びに入力に関する事務
- ⑪ 中小企業等協同組合（全国組織を除く。）の定款又は定款変更の認可等に関する事務
- ⑫ その他の税理士制度の運営に関する事務

3 庁

国税庁における税理士事務の概要は次のとおりである。

- ① 日税連との連絡協調等に関する事務
- ② 日税連に対する指導監督に関する事務
- ③ 日税連及び税理士会の会則変更の認可に関する事務
- ④ 税理士等に対する指導監督の取りまとめ等に関する事務
- ⑤ 税理士等に対する懲戒処分等に関する事務
- ⑥ 国税審議会（税理士分科会、懲戒審査委員）に関する事務
- ⑦ 臨時の税務書類の作成等の許可の取りまとめに関する事務
- ⑧ 税理士名簿等の入力等に関する事務
- ⑨ 新たに税理士会を設立することができる区域の指定に関する事務
- ⑩ 公認会計士法に基づく懲戒処分を受けたことのない証明に関する事務
- ⑪ 中小企業等協同組合（全国組織）の定款又は定款変更の認可等に関する事務
- ⑫ 税理士法の解釈等に関する事務
- ⑬ その他の税理士制度の運営に関する事務

第3節 共通的留意事項

1 文書管理の徹底

行政文書の管理については、「国税庁行政文書管理規則」（平成23年国税庁訓令第1号。以下「文書管理規則」という。）及び国税庁行政文書取扱規則（平成23年国税庁訓令第2号。以下「文書取扱規則」という。）に定めるところによるほか、次の事項に留意し、適切に行うこととする。

(1) 耐火書庫に保存すべき行政文書の管理

耐火書庫に保存すべき行政文書の管理については、文書管理規則第 14 条に規定する「行政文書ファイル保存要領」に定めるところにより適切に行う。

(2) 行政文書等の庁舎外への持ち出しの管理

行政文書等の庁舎外への持ち出しは、文書取扱規則及び平成 19 年 6 月 26 日付官総 7-9「行政文書等を庁舎外へ持ち出す場合の管理について」(事務運営指針)に定めるところにより、適切に行う。

(3) 行政文書の写しの管理

事務処理を行う上で作成した行政文書の写しについては、その配付から保管、回収、廃棄に至るまで、的確に管理する。

(4) 入出力帳票の管理

税理士システム及び課税事績検索システムで入出力のため使用した帳票で、平成 20 年 6 月 27 日付官総 6-82 ほか 1 課共同「税理士システム事務処理要領(国税局用)の制定について」(事務運営指針)又は平成 20 年 6 月 27 日付官総 6-83 ほか 1 課共同「税理士システム事務処理要領(税務署用)の制定について」(事務運営指針)の様式編、及び平成 18 年 6 月 21 日付官参 1-23 ほか 19 課共同「課税事績検索システムの端末機操作要領(一般用)の制定について」(事務運営指針)に定めるものについては、単に税理士システム内に記録している内容を照会するために出力したものを除き、その帳票の種類に応じて局が定める期間保管する。

なお、納税者の住所、氏名等が表示された帳票の廃棄処分に当たっては、裁断(粉碎)するなどの措置により情報管理の徹底に配慮する。

2 端末機の管理等

税理士システム及び課税事績検索システムにおいて使用する端末機の管理及び操作要領は、別に定めるところによる。

3 その他の法令への対応

(1) 行政手続法への対応

税理士会、税理士等その他関係者に対して行政指導を行う際には平成 13 年 6 月 21 日付官総 4-22「行政手続法の運用に当たり特に留意すべき事項について」(事務運営指針)に定めるところにより適切に行う。

(2) 個人情報保護法への対応

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)の規定を踏まえ適正にこれを取り扱うほか、特に保有個人情報の管理に当たっては、「国税庁の保有する個人情報の適切な管理に関する訓令」(平成 17 年国税庁訓令第 3 号)に定めるところにより、適切に取り扱う。

また、個人情報保護法に規定される個人情報取扱事業者については、その保有する個人情報の取扱いについて各種の義務が課せられていることから、個人情報取扱事業者に該当する税理士等その他関係者から、個人情報を取得する際に、個人情報保護法第 16 条(利用目的に関する制限)及び第 23 条(第三者提供の制限)に抵触するのではないかといった誤解に基づく懸

念等が示された場合には、同条に規定する「利用目的に関する制限」又は「第三者提供の制限」の例外規定に該当する旨を適切に説明を行うことに留意する。

なお、個人情報保護法第4条の規定により、個人情報をその本人から直接書面で取得する際には「(個人情報の) 利用目的」をその各種照会様式等に明示する必要があることに留意する。

おって、各種照会書等によってその本人以外の者から個人情報を取得するに当たっては、照会等を受けた者が、個人情報保護法第16条及び第23条に抵触するのではないかという懸念を想起することのないよう、及びこれらに規定する「利用目的による制限」又は「第三者提供の制限」の例外規定に該当する照会等であることを認識できるように照会等の趣旨等を表記する。

4 情報セキュリティの確保

情報セキュリティについては、文書管理規則、文書取扱規則、「『国税庁における情報システムに係る情報セキュリティの確保のための実施規則』の制定について」（平成20年国税庁訓令第6号。以下「セキュリティ訓令」という。）、平成20年6月23日付官参4-11「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」（事務運営指針）及び「国税庁の保有する個人情報の適切な管理に関する訓令」（平成17年国税庁訓令第3号）に定めるところにより、適切に行う。

特に、個人情報等、外部に流出することにより行政事務の執行に重大な影響を及ぼす情報等については、その取扱いに十分注意し、外部に持ち出されることがないようにその管理を徹底する。

第2章 税理士会

税理士会は、「税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部（法第49条の3第1項に規定する支部をいう。）及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする」（法第49条第6項）のものであり、税理士会の支部は、「税理士会の目的の達成に資するため、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行う」（法第49条の3第2項）のものであることから、申告納税制度の下における税務行政の適正かつ円滑な執行を確保するに当たって、税理士会の果たす役割には大きなものがあり、税理士会との協調関係の維持・推進を図ることが極めて重要である。

したがって、税理士会に関する事務については、税理士会の役員等との接触などを通じて意思の疎通を図ることにより、税理士会の税務行政への理解と協力が得られるようにするとともに、税理士会との連絡協調等に関する事務が円滑に実施できるよう配慮し、国家公務員倫理法及び同倫理規程を踏まえつつ、次のとおり実施する。

第1節 連絡協調等

1 協議会等の開催

税理士事務担当者は、税理士会との相互理解を深め、信頼関係をより一層強固なものとするため、次により税理士会との連絡協議会等（以下「協議会等」という。）を積極的に開催する。
（注）県単位の組織（県会等）が存在する税理士会については、県庁所在地署の税理士事務担当者が中心となり、これらの役員及び関係各署との連絡調整を行うことに留意する。

（1）開催方法

協議会等の開催に当たっては、その必要性、議題の内容等を勘案した上で、局・署主催、税理士会主催又は局・署と税理士会との共催として実施するものとし、会場については、局・署若しくは税理士会の会議室又は外部の公共的施設等を使用する。

（2）開催回数

協議会は、できるだけ定例的に開催することとし、開催時期については、事務の繁閑を考慮し、事前に両者協議の上定める。

（3）議題

協議会等の議題は、局・署側からも積極的に提案するものとし、局・署が提案する議題については、税務行政を取り巻く環境の変化等を踏まえ、開催時期に応じた適切なものとなるよう配慮する。

（4）出席者

出席者は、署にあっては、署長、副署長、総務課長及び総務課課長補佐（総務課課長補佐非設置署においては、総務係長。以下同じ。）のほか、議題に応じて各部門第一統括官等を含めるなど署長が必要と認めた者とし、局にあっては、局長、総務部長、税理士監理官、税理士事務担当課長補佐及び税理士専門官のほか、議題等に応じて、各部長・課長等を含めるな

ど局長が必要と認めた者とする。

(5) 開催事績の保存

協議会等の開催事績については、事後の連絡協調等の事務に資するよう、税理士の出席人員、協議事項、特記事項等を記録した書類（協議会等で使用した資料を添付したものなど）を保存する。

(6) 協議内容等の連絡

協議会等の議題の内容や税理士等からの意見等が、他に波及する事項、共通的な事項等であると認められる場合には、税理士事務担当者は、遅滞なくその内容等を庁又は局の税理士事務担当者に連絡する。

2 綱紀監察部等との連絡協調

税理士事務担当者は、税理士会の綱紀監察部等との意見交換の場を積極的に設けるなど緊密な連絡協調体制を構築し、税理士等に対する指導監督や法第 52 条違反への対応（第 7 章）に関する事務等の効果的な実施に資するよう、税理士の非行や税理士でない者で税理士業務を行っているものに関する情報の的確な入手に努めるとともに、税理士会自らが会員の綱紀の保持等に努めるよう積極的に働きかける。

3 研修会等への協力

税理士には、「所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない」（法第 39 条の 2）という努力義務が課せられていることを踏まえ、税理士会が開催する説明会・研修会等（以下「研修会等」という。）については、国税当局としても積極的に協力していく必要がある。

このため、税理士事務担当者は、これらの研修会等への講師派遣の要請があった場合には、関係各課（部門）等と協議し、積極的に講師を派遣するよう努める。

なお、研修会等の実施事績については、じ後の連絡協調等の事務に資するよう、日時、場所及び研修内容等を記録した書類（研修会等で使用した資料を添付したものなど）を保存する。

【参考】講師派遣の要請があると思われる研修会等の主なテーマ

- ・ 税法改正に関する事項
- ・ 確定申告に関する事項
- ・ 審理事例等に関する事項
- ・ 税理士法に関する事項

4 税理士会への働きかけ

税理士事務担当者は、税理士会に対して、新規登録者向けの税理士会の研修会等において、税理士会が会員である税理士に業務の適正な執行と綱紀の保持について周知徹底を図るよう働きかける。

第2節 指導監督等

税理士会に対する指導監督等に関する事務については、税理士会の適正な運営を確保するため、必要に応じて税理士会から会務報告を受けるなど、会務運営の内容の的確な把握に努め、次のとおり実施する。

1 会則の変更等

局の税理士事務担当者は、税理士会設立時の会則案又は税理士会の会則の変更案について、必要に応じて助言するなど、法令等の規定に抵触することのないよう適切に指導等を行う。

なお、会則の変更案に財務大臣の認可が必要な事項が含まれている場合には、税理士会から提出された会則の変更認可申請書の内容及び添付書類の適否等を検討し、会則の変更の可否に関する意見を付して、速やかに国税庁長官に進達する。

2 総会の決議事項

局の税理士事務担当者は、税理士会の総会の決議について、必要に応じて助言するなど、法令若しくはその税理士会の会則若しくは日税連の会則に違反する又はその他公益を害することのないよう適切に指導等を行う。

3 複数署支部設置の承認

税理士会が法第49条の3第1項ただし書に規定する隣接する2以上の税務署の管轄区域を地区とする支部を設置しようとするときは、当該税理士会会長から国税局長に対して「税理士法第49条の3第1項ただし書の規定による支部設置の承認申請書」（様式2-1）を提出させることとする。

また、当該申請については、原則として、基通49の3-1（国税局長の承認基準）に定める各要件を具備している場合に承認するものとし、国税局長が承認又は却下する場合は「税理士法第49条の3第1項ただし書の規定による支部設置の承認（却下）通知書」（様式2-2）を作成し、税理士会会長へ送付する。

なお、審査した結果、同基通に定める要件を具備していない場合であっても、申請に対して承認を与えることが適当と認められるときは、その理由書を添付して国税庁長官に上申するものとする。

4 行政手続法の適用

税理士会の業務に対する勧告（法第49条の19第1項）等の行政指導については、行政手続法の規定が適用されるが、税理士会の会則の認可（法第49条の2第1項）及び総会決議の取消命令（法第49条の17）等の処分については、行政手続法第2章（申請に対する処分）及び同法第3章（不利益処分）の規定は適用除外とされていることに留意する。

第3章 情報の収集

情報の収集に関する事務については、税理士業務の適正な運営の確保を図る観点から、税理士等に対する的確な指導監督に資するよう、税理士等の非行又は税理士等でない者で税理士業務を行っているものに関する情報を収集するものである。

このため、税理士事務担当者は、税理士等の非行や税理士等でない者で税理士業務を行っているものに関する情報の収集に関する事務について、平成14年6月28日官総6-106ほか12課共同『関係各部課及び税務署から税理士監理官への情報提供要領』の制定について」（事務運営指針）（以下「情報提供要領通達」という。）を踏まえ、関係各部課（部門）等との連絡協調を密にするとともに、情報収集体制の整備等を図り、次のとおり実施する。

第1節 情報収集要領等

1 税理士等情報連絡せんの作成等

税理士事務担当者は、別表（税理士等に課せられている義務等）を参考にしつつ、文書收受・応接等の際、投書、探聞、新聞、雑誌等あらゆる機会を通じて、税理士等の税理士法に違反するおそれのある行為若しくは事実又は税理士等でない者で税理士業務を行っているものに関する情報の積極的な収集に努め、これらの情報を把握した場合には、「税理士等情報連絡せん」（様式3-1）（以下「情報連絡せん」という。）を作成する。

なお、情報連絡せんは、情報対象者ごとに作成することに留意する。

2 情報収集に当たっての留意事項

税理士等の税理士法に違反する行為若しくは事実又は税理士等でない者で税理士業務を行っているものに関する情報の収集に当たっては、証拠資料の保全を早期に図る必要がある又は他の納税者に被害が拡大するおそれがあると認められた場合には、速やかに税理士監理官に連絡するほか、証拠資料等が隠滅されるおそれがあると認められた場合には、証拠資料等の写しの収集に努めることに特に留意する。

また、情報提供要領通達に定めるところにより、税理士等の税理士法に違反する行為等に関する情報提供が確実に行われるよう、署内研修等を通じて職員への周知徹底に努める。

3 情報連絡せん等の処理

(1) 作成署における処理

署の税理士事務担当者は、情報連絡せんを作成した場合又は情報提供要領通達に定める情報提供せんにより課税部門等から報告を受けた場合には、「税理士等情報管理簿（署用）」（様式3-2）（以下「署情報管理簿」という。）に登録する。

また、署情報管理簿に登録した後、速やかに、情報連絡せん又は情報提供せん（以下「情報連絡せん等」という。）を税理士監理官に送付する。

(2) 局における処理

税理士監理官及び局の税理士事務担当者は、情報連絡せん等について、活用署の区分に応じて次のとおり処理する。

イ 活用署が自局管内

「税理士等情報管理簿（局用）」（様式 3-3）（以下「局情報管理簿」という。）に登載し、部内資料等により検討を行い、原則として、次の区分により、処理方針に関する局意見を情報連絡せん等の局整理欄に記載した上、一人別ファイルに編てつ保存し、活用署に写しを送付する。

なお、税理士監理官は、局情報管理簿の一覧表を各署別に作成し、事務年度当初に所轄署長に送付する。また、情報連絡せん等の活用状況についての的確に管理し、署の税理士事務担当者に対して計画的に活用するよう指示する。

① 実態確認（第 4 章）

情報連絡せん等や部内資料等だけでは税理士法違反の事実等が明確ではないが、接触して事実関係を確認する必要があるもの。

② 調査（第 4 章）

税理士法違反の疑いがあり、調査（実態確認から調査に移行するものを含む。）を実施する必要があるもの。

③ 確認調査（第 7 章）

法第 52 条違反行為が想定される者で、その実態を確認する必要があるもの。

④ 継続管理

調査、実態確認を直ちに実施しても税理士法違反の確証を得ることが困難と認められるもの等、継続的に情報収集を行っていく必要があるもの。

⑤ 情報蓄積

上記①から④以外のもの。

ロ 活用署が他局管内

局情報管理簿に登載し、当該情報連絡せん等を活用署の局の税理士監理官に送付するとともに、その写しを作成して、作成日順に編てつ保存する。

(3) 活用署における処理

情報連絡せん等の写しの送付を受けた活用署は、署情報管理簿に登載し、情報連絡せん等の局整理欄に記載された処理方針に基づき処理する。

なお、送付を受けた情報連絡せん等の写しについては、一人別ファイルを作成し、編てつ保存する。

第 2 節 税理士等からの情報収集

署の税理士事務担当者は、税理士業務の適正な運営の確保を図る観点から、税理士等の業務の実態を把握するため、税理士等からの情報収集について、次のとおり実施する。

1 対象者

自署管内に事務所（従たる事務所を含む。）を有する税理士等

2 対象情報

税理士等から収集する情報は、税理士等の使用人（税理士法人の社員等その他従業者を含む。）及び関与先の概況とし、具体的な事項については、局において定めるものとする。

3 収集方法

税理士等からの情報収集は、毎年一定の時期に、税理士システムの宛名ラベルを活用して税理士等に依頼文書を送付し、所定の様式に税理士等が必要事項を記載したものを提出してもらうなどの方法により行う。この場合、あらかじめ税理士会との協議会等の場において協力要請を行うなど、適切に収集できるよう配慮する。

(別表3-1) 税理士等に課せられた義務等

内 容	対 象			
	税	税法	弁	弁法
(変更登録) 第20条 税理士は、第18条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。	○			
(税理士証票の返還) 第28条 税理士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を日本税理士会連合会に返還しなければならない。税理士が第43条の規定に該当することとなった場合又は第45条若しくは第46条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。	○			
(税務代理の権限の明示) 第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。	○	○	○	○
(特別の委任を要する事項) 第31条 税理士は、税務代理をする場合において、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。 一 不服申立ての取下げ 二 代理人の選任	○	○	○	○
(税理士証票の提示) 第32条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。	○			
(署名押印の義務) 第33条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。 2. 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。 3. 税理士は、前2項の規定により署名押印するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。	◎	○	○	○
(脱税相談等の禁止) 第36条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。	◎	○	○	○
(信用失墜行為の禁止) 第37条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。	○	○	○	○
(秘密を守る義務) 第38条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。	◎		○	
(会則を守る義務) 第39条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。	○	○		
(研修) 第39条の2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。	○			
(事務所の設置) 第40条 税理士(税理士法人の社員(財務省令で定める者を含む。第4項において同じ。)を除く。次項及び第3項において同じ。)及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。 3 税理士は、税理士事務所を2以上設けてはならない。 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。	○	○		
(帳簿作成の義務) 第41条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、1件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。 2 前項の帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。 3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第1項の帳簿を磁気ディスクをもって調製することができる。	○	○	○	○

(使用人等に対する監督義務) 第 41 条の 2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。	○	○	○	○
(助言義務) 第 41 条の 3 税理士は、税理士業務を行うに当たって、依頼者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠べし、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。	○	○	○	○
(業務の制限) 第 42 条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後 1 年間は、その離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。	○			
(業務の停止) 第 43 条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、会計士補、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定業者の業務に関し不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補が不動産の鑑定評価を行うことを禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行つてはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。	○		○	
(脱税相談等をした場合の懲戒) 第 45 条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第 36 条の規定に違反する行為をしたときは、1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。 2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。	○		○	
(一般の懲戒) 第 46 条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第 33 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第 44 条に規定する懲戒処分をすることができる。	○		○	
(登記) 第 48 条の 7 税理士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。 2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。		○		
(設立の手続) 第 48 条の 8 税理士法人を設立するには、その社員になろうとする税理士が、共同して定款を定めなければならない。 2 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 167 条の規定は、税理士法人の定款について準用する。 3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 社員の氏名及び住所 五 社員の出資に関する事項 六 業務の執行に関する事項	△			
(成立の届出等) 第 48 条の 10 税理士法人は、成立したときは、成立の日から 2 週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会（以下この章において「本店所在地の税理士会」という。）を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。	△	○		
(社員の常駐) 第 48 条の 12 税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならない。		○		
(定款の変更) 第 48 条の 13 税理士法人は、定款を変更したときは、変更の日から 2 週間以内に、変更に係る事項を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。	△	○		
(社員の競争の禁止) 第 48 条の 14 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となつてはならない。	△			

(業務の執行方法) 第48条の15 税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。	○			
(解散) 第48条の18 税理士法人は、次に掲げる理由によって解散する。 - 一 定款に定める理由の発生 - 二 総社員の同意 - 三 他の税理士法人との合併 - 四 破産 - 五 解散を命じる裁判 - 六 第48条の20第1項の規定による解散の命令 2 税理士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が1人になり、そのなつた日から引き続き6月間その社員が2人以上にならなかった場合においても、その6月を経過した時に解散する。 3 税理士法人は、第1項第3号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から2週間以内に、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。	△	○		
(合併) 第48条の19 税理士法人は、総社員の同意があるときは、他の税理士法人と合併することができる。 2 合併は、合併後存続する税理士法人又は合併によって設立した税理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。 3 税理士法人は、合併したときは、合併の日から2週間以内に、登記簿の謄本（合併によって設立した税理士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し）を添えて、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。	△	○		
(民法及び会社法の準用等) 第48条の21 民法（明治29年法律第89号）第50条並びに会社法第600条、第614条から第619条まで、第621条及び第622条の規定は税理士法人について、民法第55条並びに会社法第580条第1項、第581条、第582条、第585条第1項及び第4項、第586条、第593条、第595条、第596条、第599条、第601条、第605条、第606条、第609条第1項及び第2項、第611条（第1項ただし書を除く。）、第612条並びに第613条の規定は税理士法人の社員について、同法第589条第1項の規定は税理士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第859条から第862条までの規定は税理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第613条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第615条第1項、第617条第1項及び第2項並びに第618条第1項第2号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第617条第3項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（税理士法第2条第1項第2号に規定する電磁的記録をいう。次条第1項第2号において同じ。）」と、同法第859条第2号中「第594条第1項（第598条第2項において準用する場合を含む。）」とあるのは「税理士法第48条の14第1項」と読み替えるものとする。 2 民法第82条及び第83条、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第35条第2項及び第40条並びに会社法第644条（第3号を除く。）、第645条から第649条まで、第650条第1項及び第2項、第651条第1項及び第2項（同法第594条の準用に係る部分を除く。）、第652条、第653条、第655条から第659条まで、第662条から第664条まで、第666条から第673条まで、第675条、第683条、第684条、第688条第1項、第689条、第690条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、第691条、第692条（第4号に係る部分に限る。）、第694条（第1号及び第4号に係る部分に限る。）、第695条並びに第696条の規定は、税理士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第83条中「主務官庁」とあるのは「日本税理士会連合会」と、会社法第644条第1号中「第641条第5号」とあるのは「税理士法第48条の18第1項第3号」と、同法第647条第3項中「第641条第4号又は第7号」とあるのは「税理士法第48条の18第1項第5号若しくは第6号又は第2項」と、同法第658条第1項及び第659条中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第668条第1項及び第669条中「第641条第1号から第3号まで」とあるのは「税理士法第48条の18第1項第1号又は第2号」と、同法第670条第3項中「第939条第1項」とあるのは「税理士法第48条の19の2第6項において準用する第939条第1項」と、同法第673条第1項中「第580条」とあるのは「税理士法第48条の21第1項において準用する第580条第1項」と読み替えるものとする。	△	○		

3 会社法第 824 条、第 826 条、第 868 条第 1 項、第 870 条（第 13 号に係る部分に限る。）、第 871 条本文、第 872 条（第 4 号に係る部分に限る。）、第 873 条本文、第 875 条、第 876 条、第 904 条及び第 937 条第 1 項（第 3 号ロに係る部分に限る。）の規定は税理士法人の解散の命令について、同法第 825 条、第 868 条第 1 項、第 870 条（第 2 号に係る部分に限る。）、第 871 条、第 872 条（第 1 号及び第 4 号に係る部分に限る。）、第 873 条、第 874 条（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）、第 875 条、第 876 条、第 905 条及び第 906 条の規定はこの項において準用する同法第 824 条第 1 項の申立てがあった場合における税理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 937 条第 1 項中「本店（第 1 号トに規定する場合であって当該決議によって第 930 条第 2 項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。 4 会社法第 828 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）、第 834 条（第 1 号に係る部分に限る。）、第 835 条第 1 項、第 837 条から第 839 条まで並びに第 846 条の規定は、税理士法人の設立の無効の訴えについて準用する。 5 会社法第 833 条第 2 項、第 834 条（第 21 号に係る部分に限る。）、第 835 条第 1 項、第 837 条、第 838 条、第 846 条及び第 937 条第 1 項（第 1 号リに係る部分に限る。）の規定は、税理士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第 1 号トに規定する場合であって当該決議によって第 930 条第 2 項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。 6 税理士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。 7 財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。 8 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 16 条の規定の適用については、税理士法人は、合名会社とみなす。				
（税理士業務を行う弁護士等） 第 51 条 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。 2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第 1 条、第 30 条、第 31 条、第 33 条から第 38 条まで、第 41 条から第 41 条の 3 まで、第 43 条前段、第 44 条から第 46 条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に關する部分を除く。）、第 47 条、第 48 条、第 54 条及び第 55 条の規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第 33 条第 3 項及び第 33 条の 2 第 3 項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、「第 51 条第 1 項の規定による通知をした弁護士である旨及び同条第 3 項の規定による通知をした弁護士法人の業務として同項の業務を行う場合にはその法人の名称」とする。 3 弁護士法人（弁護士法に規定する社員の全員が、第 1 項の規定により国税局長に通知している法人に限る。）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。 4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人は、税理士業務を行う範囲において、第 33 条、第 33 条の 2、第 48 条の 16（第 39 条の規定を準用する部分を除く。）、第 48 条の 20（税理士法人に対する解散の命令に關する部分を除く。）、第 54 条及び第 55 条の規定の適用については、税理士法人とみなす。			○ ○	
（税理士業務の制限） 第 52 条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。	税理士等でない者			
（名称の使用制限） 第 53 条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。 2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。 3 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。 4 前 3 項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。				

(税理士の使用人等の秘密を守る義務)

第 54 条 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。

- (注) 1 対象欄の「税」は税理士、「税法」は税理士法人、「弁」は通知弁護士、「弁法」は通知弁護士法人を示す。
- 2 対象欄の「税」の「◎」は、税理士のほか、税理士法第 50 条の規定により臨時の税務書類の作成等の許可を受けた者が対象となるものを示し、「△」は、税理士のうち、社員税理士のみが対象となるものを示す。

第4章 調査等

税理士等に対する調査等については、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、法令等の規定に基づき、税理士等から報告を徴し、又は質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査するものであり、次のとおり実施する。

第1節 実態確認

税理士等について、各種情報等はあるものの、税理士法に違反する事実又は行為等が明らかでない場合など、当該税理士等の業務の執行状況等について、個別に接触して確認する必要があると認められる場合には、国税庁の任務である税理士業務の適正な運営の確保を図る観点から、財務省設置法第19条に基づき対象者の協力を得て、次により、その実態を確認するための接触（以下「実態確認」という。）を行う。

実態確認は、署の税理士事務担当者が主体となって実施するものであるが、税理士監理官が税理士専門官に支援させることを適当と認めた場合には、所轄署長にその旨を連絡する。

1 対象者

自署管内に事務所（従たる事務所を含む。）を有する税理士等及びそれらの税理士等の事務所に所属（又は従事）する税理士を対象とする。

2 選定

署の税理士事務担当者は、事務年度末までに、各種情報等や部内簿書等を検討の上、次に該当する者の中から、年間の事務量等を勘案しつつ、翌事務年度に実態確認を実施する予定の対象者を仮選定し、仮選定者名簿を税理士監理官へ報告する。

署の税理士事務担当者は、毎年7月末までに、その事務年度内に実態確認を実施する予定の対象者を決定し、署長の決裁を了した後、実態確認対象者名簿を税理士監理官へ報告する。ただし、決定した対象者と仮選定者名簿に記載された者に変更がない場合には、実態確認対象者名簿の報告に代えて、その旨を連絡する。

なお、新たに税理士等に係る情報等が把握されるなど、実態確認を実施する必要性が生じた場合には、随時対象者の見直しを行うとともに、税理士監理官に連絡する。

イ 情報連絡せん等が多数ある者

ロ 使用人や関与先の概況が全く不明である者

ハ 使用人や関与先の概況等からみて、業務が適正に運営されているかどうかの確認を要する者

ニ いわゆる会計法人を経営している税理士等で会計法人の事業内容を確認する必要がある者

ホ 関与先が大幅に増加等している者

ヘ 過去の指導事項について改善状況を確認する必要がある者

- ト 懲戒処分後業務を再開した者及び懲戒処分により業務停止期間中の者
- チ その他実態を確認する必要のある者

3 計画等

実態確認の実施計画件数については、局が定めるところにより行うこととし、実施時期については、事務年度を通じて均一的となるよう配慮する。

税理士監理官は、実態確認が計画的に実施されるよう進捗管理を的確に行う。

4 実施要領

(1) 実施時期等

原則として、実態確認は、事務の繁閑等を勘案しつつ、税理士等と日程を調整した上で、税理士等の事務所に臨場して実施するものとし、必要な事務量の確保に努めるとともに、効率的な実施に配慮する。

(2) 実施に当たっての留意事項

実態確認は、「税理士等実態確認表」（様式4-1）及び「税理士法人実態確認表」（様式4-2）（以下、これらを併せて「実態確認表」という。）を活用し、税理士等の業務内容等の的確な把握に努めるとともに、実態確認表に掲げられた項目について、確認する必要がある項目をあらかじめ抽出し、当該項目を中心に確認するなど効率的な実施に配慮する。

また、実態確認の対象とした税理士等については、当該税理士等の課税調査を担当する関係各部門等と事前に協議するとともに、必要な情報の入手に努める。

なお、税理士法人の従たる事務所に対して実態確認を行う場合で、当該税理士法人の主たる事務所の所在地が他署管内のときには、局及び当該他署に連絡し、必要な調整を行った上で実施するとともに、その結果についても当該他署に適宜連絡することとする。

(3) 処理

実態確認を実施したものについては、実態確認表に確認内容等を記載し、その内容に応じて次により適切に処理する。

なお、実態確認表については、署長決裁を了した後、一人別ファイルに編みつけて保存するとともに、その写しを速やかに税理士監理官へ送付する。また、実態確認を終了したもので、第3章《情報の収集》に定める情報連絡せん等があるものについては、当該情報連絡せん等に係る署情報管理簿の「備考」欄に実態確認の結果等を簡記する。

イ 違反行為等が把握された場合

税理士法に違反する行為又は事実が把握された場合には、署の税理士事務担当者は税理士監理官に連絡する。税理士監理官は、次節に定める「調査」に移行する場合には、その旨を所轄署長に連絡する。

ロ 改善事項を把握した場合

イ以外の場合で、税理士等の業務等について改善事項を把握した場合には、税理士監理官へ連絡の上、第5章の第2節《個別的指導》に定めるところにより、所轄署長等から指導等を適切に行う。

ハ イ及びロ以外の場合

実態確認表に実態確認において収集した書類等とともに保存し、じ後の指導等の事務に

活用する。

【参考】

○ 財務省設置法（抄）

（任務）

第 19 条 国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

第 2 節 調 査

税理士事務担当者は、税理士法に違反する行為又は事実があると認められる税理士等に対して、懲戒処分を視野に入れて、証拠資料等の確実な収集を行うなど、次により、深度ある調査（以下「調査」という。）を実施する。

1 対象者

自署管内に事務所（従たる事務所を含む。）を有する税理士等及びそれらの税理士等の事務所に所属（又は従事）する税理士を対象者とする。

2 選定

税理士監理官は、事務年度末までに、税理士等に係る情報連絡せん等（第 3 章）の内容に基づき、税理士法に違反する行為又は事実があると認められる税理士等を翌事務年度の調査対象者として選定し、事案の困難性等に応じて以下の(1)から(3)の区分判定を的確に行い、確実に翌事務年度に引き継ぐ。

なお、選定に当たっては、関係各課や関係他局（税理士等の事務所が他局管内にも所在している場合の当該他局等）との連絡を密にし、必要な調整を行う。

(1) 局調査事案

税理士専門官が主体となって実施する調査事案

(2) 支援調査事案

税理士専門官の支援を得て、署の税理士事務担当者が主体となって実施する調査事案

(3) 署調査事案

署の税理士事務担当者が主体となって実施する調査事案

3 計画等

調査担当者は、選定した事案について、進行管理を確実にし、計画的な調査及び迅速な処理に努める。

4 事前準備

調査の対象に選定した者について、想定される違反行為等の態様に応じた証拠資料の収集と効率的な調査が実施できるよう、事前の資料等の収集に努めるとともに、次の事項について十分検討するなど、事前準備を確実に行う。

- ① 該当する税理士法の適用条文
- ② 調査において収集すべき証拠資料
- ③ 臨場して調査すべき者
- ④ 臨場して調査すべき項目

5 調査着手の要領

調査の着手は、調査事案の区分により、次のとおり行う。

(1) 局調査事案

税理士専門官は、税理士監理官の指示に基づき、調査に着手する。また、税理士監理官は、所轄署長にその旨を連絡するとともに、必要に応じて署の税理士事務担当者を補助者として依頼する。

税理士専門官は、調査状況等を税理士監理官へ報告するほか、適宜、所轄署長へ情報提供を行う。

(2) 支援調査事案

署の税理士事務担当者は、税理士専門官の支援の下、調査に着手する。税理士専門官による支援は、原則として同行して行う。

署の税理士事務担当者は、調査状況等を随時署長へ報告し、また、税理士専門官は、適宜、調査状況等を税理士監理官へ報告する。

(3) 署調査事案

署の税理士事務担当者は、調査を実施する前に、着手予定日等を税理士監理官へ連絡する。また、連絡を受けた税理士監理官は、必要に応じて、調査における留意事項等を署の税理士事務担当者に連絡する。

署の税理士事務担当者は、調査状況等を随時署長へ報告する。

なお、税理士監理官は、適宜、調査状況等の報告を求め、必要に応じ適切な指導を行う。

6 調査上の留意事項

調査に当たっては、以下の事項に留意するとともに、「違反行為等の態様」(別表4-1)を参考にして、違反行為等の的確な把握及び証拠資料の収集に努める。

- ① 税理士等による脱税相談等課税調査の結果と密接に関係する場合には、当該課税調査の担当部門等との連絡を密にし、時機を失することなく調査を実施する。
- ② 従たる事務所等が他署管内にも所在している場合には、事前に、当該事務所等への調査の要否等について当該他署と十分協議した上で実施する。
- ③ 調査の実施に支障があると考えられる場合等を除いて、原則として、税理士等に対して臨場日時をあらかじめ通知した上で実施する。
- ④ 身分証明書及び税理士(税理士法人)検査章を必ず携行し、これを税理士等に対して提示するとともに、税理士法に規定する質問検査権に基づく調査である旨を明確に伝え、調査に

対する協力を得るよう努める。

⑤ 事前に抽出した問題点以外の違反行為等の有無についても十分検討する。

⑥ 調査の過程において、判断に疑義が生じた場合や税務執行に与える影響が大きいと思われる事態等が生じた場合には、遅滞なく税理士監理官に報告するなど、迅速かつ適切な対応に努める。

7 質問てん末書の作成

調査は、税理士等に対する懲戒処分等を視野に入れて実施するものであり、懲戒処分を行う場合には、収集した証拠資料とともに、質問てん末書が重要な証拠となることから、調査においては、次の事項に留意して、質問てん末書を適切に作成する。

① 質問てん末書は、違反行為の事実や動機が明確になるよう調査対象者及び関係者等からの的確に聴き取りを行い、懲戒処分等の可否及びその量定の判断に資するよう配意して作成する。

② 質問てん末書は、税理士等が行った税理士法に違反する行為等を裏付けるために、当該税理士等に対して質問して得られた答弁内容を問答形式で記録する。

第3節 調査後の処理

税理士事務担当者は、税理士等に対する調査を了した場合には、次により処理する。

1 調査事績書の作成

調査を了する際には、調査内容等を記載した「調査事績書（署用）」（様式4-3）又は「調査事績書（局用）」（様式4-4）を作成する。

この場合、税理士法に違反する行為又は事実が把握された者については、把握された違反行為等の内容を検討した上、処理方針（案）（第5章の第2節《個別的指導》、第6章の第1節《懲戒処分》又は同第3節の2《告発》等に定める処理）を決定し、税理士専門官又は署の税理士事務担当者は、決定した処理方針（案）を調査事績書の「処理方針」欄に記載する。

なお、処理方針（案）については、必ず税理士監理官と事前に協議の上、決定するものとする。

2 税理士等調査事案検討会の開催

支援調査事案及び署調査事案に係る1《調査事績書の作成》における処理方針については、税理士等調査事案検討会（以下「検討会」という。）を開催し、調査担当者が調査事績書に基づいて調査経過等を説明した後、収集した証拠資料及び質問てん末書等を検討して決定することとする。

なお、支援調査事案に係る検討会には、支援を行った税理士専門官が可能な限り出席するものとする。

（注）検討会は、署長又は副署長の主宰の下に、総務課長及び調査担当者のほか、署長又は副署長が必要と認めた関係統括官等が出席して開催するものとする。

3 調査事績書の決裁等

作成した調査事績書の決裁については、調査において収集等した資料等の関係書類を添付した上で、調査事案の区分により、次のとおり行う。

(1) 局調査事案

税理士専門官は、調査事績書を総務部長までの決裁に回付する。ただし、総務部長が、必要と認めた場合には、局長までの決裁に回付する。

税理士専門官は、決裁を了した後、「調査情報連絡せん」（様式4-5）を作成し、調査対象者の所轄署長へ送付する。

なお、税理士法に違反する行為又は事実が把握された者については、懲戒取扱規程第4条の規定により、国税庁長官に進達する必要があることに留意する。

(2) 支援調査事案及び署調査事案

署の税理士事務担当者は、調査事績書を署長までの決裁に回付する。

決裁を了したものについては、速やかに、税理士監理官に調査事績書の写し（関係書類は必要に応じて添付する。）を送付することにより調査結果を報告する。この場合、税理士法に違反する行為又は事実が把握された者については、懲戒取扱規程第2条の規定により、国税局長に報告する必要があることに留意する。

また、調査の結果、違反行為等が全く認められない者に対しては、調査が終了した旨を連絡し、今後も税理士業務が適正に遂行されるよう依頼する。

なお、調査を終了したもので、第3章《情報の収集》に定める情報連絡せん等があるものについては、当該情報連絡せん等に係る署情報管理簿の「備考」欄に調査結果等を簡記する。

おって、決裁を終了した調査事績書及び関係書類については、一人別ファイルに編てつ保存する。

4 じ後の管理

調査を終了し、3《調査事績書の決裁等》の処理を了したものについては、じ後の実態確認（第1節）の要否等について判定し、その旨調査事績書に記載するなどして、その後の適切な管理に努める。

(別表4-1) 違反行為等の態様

項 目	内 容 等
1 脱税相談又は不真正な税務書類の作成等	税理士等が、不正に国税や地方税の賦課徴収を免れること等につき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為は、法第36条の規定に違反し、法第45条第1項又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当することとなる。 また、真正の事実に対して税務代理若しくは税務書類の作成をする行為は、法第45条第1項若しくは第2項又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当することとなる。
2 税理士の自己脱税	税理士等が、自己の申告を適正に行わない行為等は、税理士としての信用又は品位を害するおそれがあり、その場合には、法第37条の規定に違反するものとして、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する可能性がある。
3 納税詐欺・納税資金の横領	税理士業務を行うに際し、虚偽の納税額を提示して預かった納税資金の一部を詐取する納税詐欺や納税者から預った納税資金を税理士等が個人的に費消や着服するいわゆる納税資金の横領等の行為は、納税者に損害を与えるとともに、税理士としての信用又は品位を害するおそれがあり、その場合には、法第37条の規定に違反するものとして、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する可能性がある。
4 名義貸し	法第52条において、税理士等でない者の税理士業務は制限されていることから、税理士等が税理士等でない者に対して自己の名義を使用させ税理士業務を行わせる行為は、税理士としての信用又は品位を害するおそれがあり、その場合には、法第37条の規定に違反するものとして、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する可能性がある。
5 税理士の業務け怠	税理士等がその業務を懈怠すれば、納税者等に不測の損害を与えるとともに、税理士としての信用又は品位を害するおそれがあり、その場合には、法第37条の規定に違反するものとして、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する可能性がある。
6 2箇所事務所の設置等	税理士等については、事務所の設置に関する種々の規定があり、開業税理士が1人で2箇所の事務所を設ける又は社員税理士及び補助税理士が税理士業務を行うための自らの事務所を設ける行為等は、法第40条の規定に違反し、法第46条に規定する懲戒処分の事由に該当することとなる。 (注) 昭和55年法律第26号による改正前の税理士法の規定により、事務所の増設の許可を受けている場合にはこの限りではないことに留意する。
7 使用人の非違行為等	税理士等の使用人その他の従業者による脱税相談、不真正な税務書類の作成、納税詐欺・納税資金の横領、法第52条に違反する行為等は、当該使用人等の行為を通じて納税義務者の信頼を損なうものであり、税理士等の使用人等に対する監督不行届きに相当する場合には、法第41条の2の規定に違反し、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当することとなる。 なお、税理士等の使用人等のうち、補助税理士については、直接的に税理士法上の義務等が課せられていることから、補助税理士による税理士法に違反する行為等は、当該補助税理士に対する懲戒処分の事由に該当することとなる。
8 その他の違反行為等	前記1から7以外に、税理士法上、税理士等に対する種々の義務や責任が課せられており、これらの規定に違反する行為等は、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当することとなる。 (例) ・ 法第33条の2に規定する添付書面への虚偽記載 ・ 法第20条に規定する変更登録の遅延 ・ 法第33条に規定する署名押印の義務違反 ・ 法第38条に規定する守秘義務違反 ・ 法第41条に規定する帳簿作成の義務違反 など

第5章 指 導

税理士等の使命や税理士業務が法的に無償独占とされていることなどにかんがみれば、税理士等による非行行為は、納税者の税理士制度に対する信頼を損ない、ひいては税務行政に対しても重大な影響を与えることから、その未然防止の観点から、税理士等に対して適切に指導等を行う必要がある。

第1節 一般的指導

税理士等が出席する各種会議等あらゆる機会を活用し、税理士等の非行の未然防止及び資質の向上の観点から、税理士等が法令等を遵守し、税理士の業務の適正な執行と綱紀の保持が図られるよう、税理士等に対して注意喚起を行う。

第2節 個別的指導

情報連絡せん等（第3章）の内容、実態確認（第4章第1節）又は調査（第4章第2節）の結果等から判断して、違反行為等の内容が軽微である場合で、注意等を行うことによりじ後の業務が適正に行われると認められる者に対しては、その内容に応じて、次により指導等を行う。

なお、指導等を行うに当たっては、指導対象者から業務改善書の提出を求めるなど指導した事績を明らかにするよう努める。

1 実態確認による指導

税理士法に違反する行為等が把握されたが、違反行為等の内容が軽微である場合で、かつ、注意等を行うことによりじ後の業務が適正に行われると認められる者については、じ後の業務の改善又は適正な遂行が行われるよう、所轄署長等から口頭又は文書による指導等を行う。

2 調査による指導

税理士法に違反する行為等が把握されたが、違反行為等の内容が軽微である場合で、かつ、注意等を行うことによりじ後の業務が適正に行われると認められる者については、じ後の業務の改善又は適正な遂行が行われるよう、国税局長、総務部長又は税理士監理官等から口頭又は文書による指導等を行う。

なお、文書による場合は、調査事案の区分により、次のとおり処理することができる。

(1) 局調査事案

局長名で文書による注意を行う場合は、総務部長又は税理士監理官が当該文書を手交する。

(2) 支援調査事案及び署調査事案

署長名で文書による注意を行う場合は、署の総務課長が当該文書を手交する。

3 確認調査による指導

税理士法第 52 条に違反する行為等が把握されたが、違反行為等の内容が軽微である場合で、かつ、注意等を行うことにより今後の業務が適正に行われると認められる者については、今後の業務の改善又は適正な遂行が行われるよう、国税局長、総務部長、税理士監理官又は所轄署長等から口頭又は文書による指導等を行う。

なお、文書による場合は、次のとおり処理することができる。

(1) 署の税理士事務担当者が実施した場合

署長名で文書による注意を行う場合は、署の総務課長が当該文書を手交する。

(2) 税理士専門官が実施した場合

局長名で文書による注意を行う場合は、総務部長又は税理士監理官が当該文書を手交する。

4 指導における留意事項

1 《実態確認による指導》により所轄署長等から口頭注意を行う場合には実態確認表、又は
2 《調査による指導》により文書注意を行う場合には調査事績書に、情報連絡せん等の関係資料を添付した上で、第 4 章《調査等》に定めるところにより決裁を了するとともに、当該実態確認表又は調査事績書等を一人別ファイルに編てつ保存する。

5 行政手続法の適用

行政指導とは、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう」（行政手続法第 2 条第 6 号）とされており、税理士等に対して、業務の改善又は適正な遂行を行うよう求める行為（いわゆる指導等）は行政指導に含まれるため、これらの行為を行う際には、その相手方に対して行政指導の趣旨及び内容並びに責任者の明示が必要（行政手続法第 35 条第 1 項）となることに留意する。

税理士等に対して行う行政指導の趣旨等については、個々の指導等において区々であるが、一般的には次のように考えられる。

(1) 行政指導の趣旨

税理士業務の適正な運営の確保を図ることが行政指導の趣旨である。

(2) 行政指導の内容

税理士等の業務に関する具体的な改善事項等が行政指導の内容となる。

(3) 行政指導の責任者

税務署にあっては「税務署長」、国税局にあっては「国税局長」が行政指導の責任者となる。

第6章 懲戒処分等

税理士及び税理士法人に対して公共的使命が課せられていることなどにかんがみ、税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する違法行為等についての処分（以下「懲戒処分等」という。）が税理士法に規定されている。

また、懲戒処分等が税理士等の業務に対して与える影響には大きなものがあることから、懲戒処分等を行うに当たっては、税理士法等に定める一定の手続きに従って行わなければならないこととされており、その処分権者は、財務大臣とされている。

税理士事務担当者は、税理士法に違反する行為等を調査等により把握した場合には、厳正に対処することとし、懲戒処分等に関する事務について、懲戒取扱規程及び聴聞取扱規程の規定も踏まえつつ、次のとおり実施する。

第1節 懲戒処分

1 進達

局の税理士事務担当者は、税理士専門官による調査、管内の税務署長からの報告又は他の国税局長からの通報等により、懲戒処分等に相当する税理士法に違反する行為又は事実（以下「違反行為等」という。）を把握した場合には、庁と事前に協議するとともに、次の事項に留意して、国税庁長官への進達を行う。

(1) 進達前の準備

調査を担当した税理士専門官又は署の税理士事務担当者は、調査概要書を作成する。税理士監理官及び調査担当者は、処理方針（案）の決定に当たって、調査概要書等により、庁の税理士事務担当者と相談を行う。

(2) 意見書の作成

進達予定の者に係る違反行為等の内容等に基づき、いかなる懲戒処分によることが適当であるか慎重に検討した上で、意見書を作成する。

(3) 添付書類

進達に当たっては、①質問てん末書の写し、②住民票の写し、③その他課税調査資料等（申述書、確定申告書及び修正申告書の写し等）の関係資料を整理し、違反行為等に関する一件書類として添付する。

(4) 聴聞主宰者等の検討

行政手続法に規定する予告通知書の送付及び聴聞又は弁明の機会の付与に関して、事前に、主宰者及び開催日時等について庁と協議する。

なお、聴聞が必要となる場合には、聴聞の主宰者等の進達をあわせて行う。

(5) 進達局

一の税理士法人の従たる事務所の所在地が複数の局に跨る場合で、それぞれの局において違反行為等を把握したときは、それらの局間において協議し、違反行為等の内容等から判断

して相当と認められる局から進達を行うものとする。

2 予告通知

1 《進達》により進達を行った局が行政手続法第 15 条第 1 項又は第 30 条に規定する予告通知書の送達指示を受けた場合には、速やかに予告通知の対象者本人（以下この章において「処分予定者」という。）に対して当該予告通知書の送達を行う。この送達は、原則として、処分予定者に対して、局又は署の税理士事務担当者が当該通知書を直接交付して行い、その際併せて、聴聞又は弁明の機会の付与について十分説明する。

また、送達した結果等については、送達記録書（様式 6-1）に記載するとともに、当該送達記録書の写しを速やかに庁へ送付する。

なお、特段の事情がある場合は、公示送達、差置送達又は配達証明郵便により行うこととして差し支えないが、その場合は、所在不明である場合を除き、後日（配達した旨の郵便配達証明書を受領した後又は処分予定者から連絡があった際等）、当該処分予定者に対して、聴聞又は弁明の機会の付与について十分説明することに留意する。

（注）予告通知書が本人等に送達されたときに、法第 47 条の 2 に規定する「懲戒処分に付された」こととなる。

3 聴聞又は弁明の機会の付与

聴聞又は弁明の機会の付与に関する事務は、局又は署において行うこととし、行政手続法及び聴聞取扱規程等に定めるところにより、適切に実施する。

また、聴聞が終了し、又は弁明書が提出され若しくは提出されずに期限が経過したときは、懲戒取扱規程及び聴聞取扱規程に定めるところにより、聴聞結果報告書又は弁明書若しくは弁明書が提出されなかった旨の報告書及びこれらに関する国税局長の意見書を国税庁長官に進達する。

4 処分通知

財務大臣による懲戒処分等が行われる場合には、国税庁長官を経由して、税理士懲戒処分通知書又は税理士法人処分通知書が国税局長に送付されるので、送付を受けた局においては、原則として、事前に連絡して日時を明確にした上で、懲戒処分等の対象者に対して、局又は署の税理士事務担当者が当該通知書を直接交付するとともに、次の事項について説明するなど、適切な指導に努める。

また、交付した結果については、送達記録書（様式 6-1）に記載するとともに、当該送達記録書の写しを速やかに庁へ送付する。

なお、懲戒処分等の対象者に連絡が取れないなど、特段の事情がある場合は、公示送達、差置送達又は配達証明郵便により行う。

（注）処分の効力は、当該処分に係る通知書が本人等に送達された日から発生する（業務停止の場合は、停止期間の起算日となる）ものとする。

（1）税理士への説明事項

① 戒告の場合は、将来にわたって、税理士法に違反することのないよう業務を適正に遂行すること。

② 業務の停止の場合は停止期間が満了するまで、業務の禁止の場合は再登録が行われるま

での間、税理士業務を行ってはならないこと。また、同期間中に税理士業務を行った場合は、懲戒処分又は刑罰の対象となること。

- ③ 業務の停止の場合は停止期間が満了するまで、禁止の場合は再登録が行われるまでの間、電子情報処理組織による申請等（e-Tax）による代理送信を行うことができないこと。
- ④ 業務の停止又は禁止の場合は、税理士証票等を所属税理士会を経由して日税連に返還すること。
- ⑤ 業務の停止又は禁止の場合は、税理士事務所の看板を取り外す又は完全に覆うなどの措置を講じること。
- ⑥ 業務の停止又は禁止の場合は、関与先との税理士業務に関する委任契約等を直ちに解約又は中断するとともに、関与先が新たな税理士又は税理士法人と委任契約等を締結する場合は、円滑な引継ぎが行われるよう協力すること。

(2) 税理士法人への説明事項

- ① 戒告の場合は、将来にわたって、税理士法に違反することのないよう業務を適正に遂行すること。
- ② 業務の停止命令の場合は、停止期間中に税理士業務（一部の停止の場合は、当該一部の業務）を行ってはならないこと。また、同期間中に税理士業務を行った場合は懲戒処分等又は刑罰の対象となること
- ③ 業務の停止の場合は停止期間が満了するまで、禁止の場合は再登録が行われるまでの間、電子情報処理組織による申請等（e-Tax）による代理送信を行うことができないこと。
- ④ 解散命令の場合は、直ちに清算手続きを開始するとともに、税理士業務を行ってはならないこと。
- ⑤ 業務の停止命令又は解散命令の場合は、税理士法人事務所（一部の停止の場合は、当該一部の業務に相当する事務所）の看板を取り外す又は完全に覆うなどの措置を講じること。
- ⑥ 業務の停止命令又は解散命令の場合は、関与先との税理士業務に関する委任契約等（一部の停止の場合は、当該一部の業務に相当する部分）を直ちに解約又は中断するとともに、関与先が新たな税理士又は税理士法人と委任契約等を締結する場合は、円滑な引継ぎが行われるよう協力すること。

【参考】

○ 税理士懲戒処分等事務取扱規程（昭 57. 7. 8 付大蔵省訓令特第 13 号）

（税務署長の報告）

第 2 条 税務署長は、税理士について、次の各号の一に該当する行為又は事実があると認めたときは、遅滞なく、その旨を所轄国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）に報告しなければならない。

- 一 故意に、又は相当の注意を怠り、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条の規定に違反する行為をしたとき。
- 二 法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。
- 三 法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。

2 税務署長は、税理士法人について、次の各号の一に該当する行為又は事実があると認めたときは、遅滞なく、その旨を所轄国税局長に報告しなければならない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反したとき
- 二 運営が著しく不当であるとき

3 前 2 項に規定する行為又は事実（以下「税理士法違反行為等」という。）の報告は、税理士法違反行為等報告書により行うものとし、当該報告書には、当該税理士又は当該税理士法人

の税理士法違反行為等に関する一件書類を添付するものとする。

- 4 前項の税理士法違反行為等報告書は、別紙第1号（その1）様式又は別紙第1号（その2）様式による。

（所轄国税局長への通報）

第3条 国税局長は、前条第1項及び第2項の規定による報告を受けた場合又は自ら調査した場合において、当該国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内に税理士事務所を有しない税理士又は主たる事務所を有しない税理士法人について、税理士法違反行為等があると認めたときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該税理士の税理士事務所又は当該税理士法人の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に通報しなければならない。

- 2 前項の書面には、当該税理士又は当該税理士法人の税理士法違反行為等に関する一件書類を添付するものとする。

（国税局長の進達）

第4条 国税局長は、第2条第1項及び第2項の規定による報告若しくは前条第1項の規定による通報を受けた場合又は自ら調査した場合において、当該国税局の管轄区域内に税理士事務所を有する税理士又は主たる事務所を有する税理士法人について、懲戒処分等に相当する税理士法違反行為等があると認めたときは、遅滞なく、その旨を国税庁長官に進達しなければならない。

- 2 前項の規定による進達は、税理士法違反行為等進達書により行うものとし、当該進達書には当該税理士又は当該税理士法人の税理士法違反行為等に関する一件書類及び懲戒処分等の内容に関する意見書を添付するものとする。

- 3 前項の税理士法違反行為等進達書は、別紙第2号（その1）様式又は別紙第2号（その2）様式による。

- 4 第2項に規定する懲戒処分等の内容に関する意見書には、いかなる懲戒処分等によることが適当であるかに関する意見を記載するものとする。

（進達を要しない場合の国税局長の措置）

第5条 国税局長は、第2条第1項及び第2項の規定による報告又は第3条第1項の規定による通報を受けた場合において、当該国税局の管轄区域内に税理士事務所を有する税理士又は主たる事務所を有する税理士法人について、懲戒処分等に相当する税理士法違反行為等がないと認めたときは、遅滞なく、書面によりその旨及び理由を、当該報告をした税務署長又は当該通報をした国税局長に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた国税局長は、遅滞なく、書面によりその旨を第2条第1項及び第2項の規定による報告をした税務署長に通知しなければならない。

（懲戒処分等の予告通知）

第8条 財務大臣は、第6条の規定による進達を受けた場合において、当該進達に係る税理士又は税理士法人について、懲戒処分等に相当する税理士法違反行為等があると認めたときは、遅滞なく、手続法第15条及び第30条の規定により、あらかじめ当該税理士又は当該税理士法人にその旨を通知して、当該通知を受けた日から1月以内に自ら又はその代理人を通じて、次の各号の区分に従い意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 当該税理士法違反行為等行為が法第44条に規定する戒告又は1年以内の税理士業務の停止の懲戒処分に相当する場合及び法第48条の20第1項に規定する戒告又は1年以内の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる処分に相当する場合 弁明の機会の付与

二 当該税理士法違反行為が法第44条に規定する税理士業務の禁止に相当する場合及び法第48条の20第1項に規定する解散を命ずる処分に相当する場合 聴聞

- 2 財務大臣は、前項第1号の弁明の機会の付与に係る通知を受けた税理士又は税理士法人から弁明する機会の期間の延長の申請を受けたときは、その申請に相当の理由があると認めたときに限り、更に1月の範囲内で弁明する機会の期間を延長することができる。

- 3 第1項の規定による通知は、通知書を国税庁長官及び第4条第1項の規定による進達をした国税局長を経由して当該税理士又は当該税理士法人に送付することにより行うものとする。

- 4 前項の通知書は、第1項第1号の場合は別紙第3号（その1）様式又は別紙第3号（その2）様式、同項第2号の場合は別紙第4号（その1）様式又は別紙第4号（その2）様式による。

（国税局長の弁明書等の進達）

第10条 第8条第3項に規定する国税局長は、同条第1項の規定による通知を受けた税理士又は税理士法人から所定の期間内に弁明書が提出されたときは、遅滞なく、当該弁明書及び弁明内容に関する意見書を国税庁長官に進達しなければならない。

- 2 前項の弁明内容に関する意見書は、別紙第5号様式による。

(国税庁長官の弁明書等の進達等)

第11条 国税庁長官は、前条第1項の規定による進達を受けたときは、遅滞なく、当該進達に係る弁明書及び弁明内容に関する意見書を財務大臣に進達しなければならない。

2 国税庁長官は、前項の進達をするため必要があると認めたときは、前条第1項の規定による進達をした国税局長の意見を聴くことができる。

(弁明書が提出されない場合の報告)

第12条 第8条第3項に規定する国税局長は、同条第1項の規定による通知を受けた税理士又は税理士法人から所定の期間内に弁明書が提出されないときは、遅滞なく、書面によりその旨を国税庁長官を経由して財務大臣に報告しなければならない。

(聴聞の実施)

第12条の2 第8条第1項に規定する聴聞の実施については、手続法のほか財務省聴聞手続規則(平成6年大蔵省令第98号)及び税理士法聴聞事務取扱規程(平成7年大蔵省訓令第8号。以下「聴聞事務取扱規程」という。)による。

(聴聞の通知)

第12条の3 財務大臣は、聴聞事務取扱規程第2条及び第8条の規定により、聴聞の主宰者を指名又は聴聞の期日及び場所を決定したときは、第4条第1項の規定により進達を行った国税局長に通知しなければならない。

(懲戒処分等の通知)

第14条 財務大臣は、国税審議会から第13条に規定する懲戒処分等を行うことが相当である旨の答申を受けたときは、遅滞なく、当該税理士又は当該税理士法人に対し当該答申に基づいて懲戒処分等を行わなければならない。

2 財務大臣は、懲戒処分等を行うときは、法第47条第5項(法第48条の20において準用する場合を含む。)の規定により、その理由を付記した書面により、その旨を当該税理士又は当該税理士法人に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、税理士懲戒処分通知書又は税理士法人処分通知書を国税庁長官及び第4条第1項の規定による進達をした国税局長を経由して当該税理士又は当該税理士法人に送付することにより行うものとする。

4 前項の税理士懲戒処分通知書は別紙第6号(その1)様式、税理士法人処分通知書は別紙第6号(その2)様式による。

5 国税庁長官は、懲戒処分等があったときは、遅滞なく、書面によりその旨を各国税局長及び日本税理士会連合会に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた国税局長は、遅滞なく、書面によりその旨を管下の税務署長に通知するものとする。

(税理士懲戒処分等関係事務事績簿の整理保存)

第16条 国税局長は、税理士懲戒処分等関係事務事績簿を備え、懲戒処分等に関する事務処理を行った都度その事績を明らかにしておかななければならない。

2 前項の税理士懲戒処分等関係事務事績簿は、別紙第7号様式による。

○ 税理士法聴聞事務取扱規程(平7.4.13付大蔵省訓令第8号)

(聴聞の期日及び場所の決定)

第2条 聴聞の期日は、聴聞の通知の日(当事者が所在不明により公示による通知を行った場合は、その効力発生日)から起算して1月以内の日とし、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者(以下「処分権者」という。)が処分の名あて人(以下「当事者」という。)の聴聞のための必要準備期間を考慮して決定することとする。

一 (省略)

二 税理士業務の禁止処分及び税理士法人解散処分 財務大臣

2 聴聞の場所は、税務署、国税局(沖縄国税事務所を含む。以下同じ。)その他聴聞が円滑に進行できると見込まれる場所のうちから処分権者が決定することとする。

(聴聞の期日及び場所の変更)

第3条 処分権者は、当事者の申請又は職権により聴聞の期日から起算して1月以内を限度として、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

2 処分権者は、聴聞の期日又は場所の変更をしたときは、その旨を別紙第1号様式により当事者及び参加人(手続法第16条第1項及び第17条第2項に規定する代理人を含む。以下「当事者等」という。)へ通知しなければならない。

(文書等の閲覧事務)

第4条 手続法第18条に規定する閲覧に供するための調査結果の資料は、次の各号に掲げる処

分の区分に応じ、当該各号に定める地を管轄する国税局に備え、国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が閲覧に係る事務を行うこととする。

一 （省略）

二 税理士業務の禁止処分及び税理士法人解散処分 当事者の事務所の所在地（税理士法人解散処分の場合は、「当事者の主たる事務所の所在地」とする。第8条第2号において同じ。）

（閲覧資料の作成等）

第5条 国税局長は、手続法第18条により当事者等の閲覧に供するため、手続法第15条第1項の規定による通知をするまでの間に、合格取消処分等、税理士業務の禁止処分又は税理士法人解散処分をするため証拠とした文書又は証拠物をその種類ごとに区分した資料（以下「閲覧資料」という。）を作成するとともに、あわせて資料目録を作成しなければならない。ただし、当該資料が第三者の不利益となるとときその他閲覧を拒否するのに正当な理由があるときは、閲覧資料としないことができる。

2 前項により作成した資料目録は、当事者等の請求により、当事者等に提示することとする。

（閲覧の手続）

第6条 当事者等の閲覧資料の閲覧許可申請等は、財務省聴聞手続規則第4条第1項に定めるもののほか、当事者が税理士又は税理士法人であるときは、税理士登録番号又は税理士法人番号を記載した書面により、国税局長に対して提出することとする。

2 国税局長は、前項の申請により当事者等に対して、閲覧資料の閲覧を許可したときは、その場で閲覧される場合を除き、当該申請者に対して別紙第2号様式により通知しなければならない。

3 前項の場合において閲覧資料の閲覧の不許可を決定したときは、国税局長は当該申請者に対して別紙第3号様式により不許可の通知をすることができる。

（閲覧簿の作成）

第7条 国税局長は、閲覧した日時、場所、閲覧者及び閲覧した資料を記録した閲覧簿を作成することとする。

2 閲覧簿は、聴聞の期日において、主宰者に提示する資料とすることができる。

3 前2項の閲覧簿は第4号様式による。

（聴聞主宰者の指名）

第8条 処分権者は、聴聞の通知の時までに、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者のうち手続法第19条第2項に該当しない者を聴聞の主宰者に指名することとする。

一 （省略）

二 税理士業務の禁止処分及び税理士法人解散処分 当事者の事務所の所在地を管轄する国税局又は国税庁の職員

（税理士の懲戒処分に係る主宰者等の進達）

第9条 国税局長は、税理士懲戒処分等事務取扱規程第4条の規定による国税庁長官への進達において、税理士法違反行為等が税理士業務の禁止処分若しくは税理士法人解散処分を相当としているとき又は国税庁長官が聴聞を行うことを相当と認めた場合は、聴聞の期日、場所及び国税局の職員（国税局の職員を主宰者に指名できない場合は、国税庁の職員）の中から主宰者となる者を国税庁長官に別紙第5号様式により進達しなければならない。

2 （省略）

（聴聞の開催）

第10条 主宰者は、聴聞の経過の記録の作成その他聴聞の円滑かつ適正な事務の進行を図るため、財務省聴聞手続規則第5条第3項に規定する主宰者を補助する者（以下「補助者」という。）を聴聞に出席させることができる。ただし、補助者は、聴聞の期日において意見を述べ、又は質問をすることはできない。

（聴聞の審理）

第11条 主宰者は、手続法の規定に従い、公正かつ中立な立場で審理しなければならない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第12条 主宰者は、当事者等から補佐人の出頭の許可の申請がされた場合において、当該申請が手続法第20条第2項に規定する当事者等の権利の適正な行使であるとき又は補佐人が出席することが聴聞の円滑な進行の上で必要と認められるときは、補佐人の出席を許可することができる。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可又は不許可としたときは、速やかに、その旨を当該当事者等に別紙第6号様式により通知しなければならない。

（当事者等から提出された証拠書類等の取扱）

第13条 主宰者は、当事者等から提出された証拠書類等について、善良なる管理者の注意をもって保管するものとし、第19条に規定する報告書の作成後に国税局長に引き継ぐこととする。

2 前項の規定は、主宰者が証拠書類等を保管することが不適当と認めた場合に、証拠書類等を提出した者に保管させることを妨げるものではない。

3 主宰者から証拠書類等の引継ぎを受けた国税局長は、証拠書類等の保管の必要がなくなったときは、当事者等の了解を得て、これを返還することができる。

(聴聞の終結)

第14条 聴聞は、聴聞の期日において、主宰者の宣言により終結する。ただし、手続法第21条の規定により陳述書の提出があり聴聞の期日に出頭する当事者等がない場合又は手続法第23条第2項の規定により聴聞を開催する必要がある場合は、陳述書の提出があったときは陳述書及び証拠書類の提出期限が到来したときのいずれか早いときに終結する。

2 当事者等は、聴聞の終結について異議があるときは、聴聞の期日において異議を述べなければならない。

3 主宰者を、前項の規定による異議について正当な理由があると認められるときは、聴聞続行の手続をしなければならない。

(陳述書の提出)

第15条 主宰者は、当事者等からの陳述書の提出があったときは、必要に応じ、手続法第20条第1項に規定する行政庁の職員から意見を聴取することができる。

(聴聞続行の手続)

第16条 主宰者は、聴聞を行った結果、なお聴聞を続行する必要があるときは、聴聞の期日において、当事者に対し、新たな聴聞の期日及び場所を告知することとする。

2 前項の場合において、新たな期日及び場所を告知できないときは、後日、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなくてはならない。

3 前項の通知は別紙第7号様式による。

(聴聞不出頭の場合の陳述書の提出)

第17条 主宰者は、手続法第23条第2項の規定に該当する場合において、当事者が聴聞の期日の出頭又は陳述書、証拠書類等(以下「陳述書等」という。)の提出ができないことについて正当な理由があり、かつ、出頭が1月以上引き続き見込めないときは、1月以内を期限として陳述書等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

2 主宰者が、前項の規定により、陳述書の提出を求めるときは、別紙第8号様式による。

3 陳述書等の提出があったときは、第15条を準用する。

(聴聞調書)

第18条 聴聞調書は、聴聞の期日における審理が行われたとき又は陳述書等の提出があったときは、速やかにこれを作成し、各期日ごとに編みつけなければならない。ただし、手続法第23条各項により、聴聞を終結した場合は、その終結後に作成することができる。

2 聴聞調書は、聴聞の終結後、国税局長に提出することとする。

3 聴聞調書は、別紙第9号様式による。

(聴聞結果報告書の提出)

第19条 主宰者は、聴聞終結後、速やかに、審理結果に基づく自己の判断を記載した報告書(以下「聴聞結果報告書」という。)を作成し、国税局長に提出しなければならない。

2 前項の規定により主宰者から聴聞結果報告書の提出を受けた国税局長は、当該聴聞結果報告書が合格取消処分等、税理士業務の禁止処分又は税理士法人解散処分を相当とするものであるときは、当該聴聞結果報告書に意見を添えて、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 (省略)

二 税理士業務の禁止処分及び税理士法人解散処分 国税庁長官

3 聴聞結果報告書には、聴聞調書の謄本を添付することとする。ただし、聴聞結果報告書副本には聴聞調書の謄本の添付を省略することができる。

4 聴聞結果報告書は正副2通を作成し、副本は当事者等からの閲覧に供するため、国税局に備えることとする。

5 聴聞結果報告書は、別紙第10号様式による。

(聴聞調書及び聴聞結果報告書の閲覧手続)

第20条 当事者等は、聴聞調書及び聴聞結果報告書の閲覧をしようとするときは、その氏名、住所並びに閲覧しようとする聴聞調書及び聴聞結果報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあっては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあっては国税局長に提出して行うこととする。

- 2 国税局長は、聴聞に係る処分の通知後、当事者等からの聴聞調書及び聴聞結果報告書の閲覧の申し出が権利の濫用と認められるときは、これを拒否することができる。
- 3 前2項の閲覧手続については、第6条第2項及び第3項を準用する。

(聴聞の再開)

- 第21条 聴聞終結後、合格取消処分等、税理士業務の禁止処分又は税理士法人解散処分の原因となる事実について、処分権者が新たな証拠書類等を得て、これを処分理由とする場合は、当該事実に関して聴聞を行わなければならない。
- 2 前項の場合において、国税審議会、国税庁長官又は国税局長が聴聞結果報告書及び聴聞調書の提出を受けているときには、これを主宰者に返還することとする。
- 3 主宰者は、聴聞の再開をするときは、別紙第11号様式により聴聞の期日、場所及び聴聞を再開する理由を当事者等に通知しなければならない。

第2節 処分後の措置

1 関係部署への連絡等

局の税理士事務担当者は、第1節の4《処分通知》に定める通知書が送達された場合は、関係する署の税理士事務担当者にその旨連絡し、連絡を受けた署の税理士事務担当者は、当該懲戒処分が行われた者の課税調査等を担当する部門にその旨連絡する。

また、懲戒処分等が行われた場合には、その旨官報に公告されるとともに、庁から日税連に対して通知され、日税連から税理士会に連絡されることとなっているので、局の税理士事務担当者は、税理士会に対して、税理士証票の返還手続き、停止期間中の税理士業務の禁止等について、当該懲戒処分等が行われた者への指導等が適切に行われるよう依頼する。

2 停止期間経過後の措置

税理士業務の停止の懲戒処分等が行われた者の事務所（従たる事務所及び所属等する事務所を含む。）の所在地を管轄する署の税理士事務担当者は、その停止期間が経過したときに、懲戒処分等が行われた者に出署を求めるなどして、次の事項について適切に指導を行う。

- ① 税理士法に違反する行為を行わないこと。
- ② 税理士業務を行うためには、所属税理士会を経由し、税理士証票再交付申請書を日税連に提出して税理士証票の再交付を受ける必要があること。
- ③ 税理士証票の再交付を受けた後、撤去等した事務所の看板について、元の状態に回復すること。

第3節 その他

1 懲戒処分の請求等

法第47条第1項から第3項に規定する通知又は請求が行われた場合には、第3章《情報の収集》に定める情報連絡せんを作成し、当該通知等に係る資料を添付して税理士監理官に通知する。

また、税理士監理官は、当該請求等が行われたことを把握した場合には、その内容等を速やかに庁に連絡する。

【参考】

○税理士法（抄）

（懲戒の手続等）

第 47 条 地方公共団体の長は、税理士について、地方税に関し前 2 条に規定する行為又は事実があると認めたときは、財務大臣に対し、当該税理士の氏名及び税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知するものとする。

2 税理士会は、その会員について、前 2 条に規定する行為又は事実があると認めたときは、財務大臣に対し、当該会員の氏名及び税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。

3 何人も、税理士について、前 2 条に規定する行為又は事実があると認めたときは、財務大臣に対し、当該税理士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 告発

税理士法上の罰則は、法第 58 条から第 64 条までに規定されているが、税理士専門官又は署の税理士事務担当者がこれらの規定に該当する行為等を把握した場合には、刑事訴訟法第 239 条の規定により告発することについて、税理士監理官と事前に協議するとともに、必要に応じて捜査当局と相談することに留意する。

なお、告発に当たっては、調査事案の区分にかかわらず、局長までの決裁に回付することに留意する。なお、告発後の捜査当局に対する協力を円滑に行うため、告発人は税理士監理官とする。

第7章 法第52条違反への対応

税理士業務については、その公共的性格にかんがみ、法第52条において、「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」と業務制限の規定が設けられており、この規定に違反する者を放置しておくことは、税理士業務の適正な運営の確保に支障を生じることとなる。

したがって、税理士事務担当者は、次により、法第52条に違反する行為（以下「法第52条違反行為」という。）に関する情報の的確な収集に努めるとともに、その事実を把握した場合には、厳正な対処に努める。

第1節 情報の収集等

1 職員への周知

法第52条違反行為への対応を適切に行うためには、情報収集が不可欠であり、税理士事務担当者は、日頃から関係各部課（部門）との緊密な連絡協調を図り、情報提供要領通達に定めるところにより、法第52条違反行為に関する情報提供が確実に行われるよう、署内研修等を通じて職員への周知徹底に努める。

また、法第52条違反行為が横行することのないよう、職員に対して、課税調査及び滞納処分等において納税者以外の者と面接する場合の税理士証票による相手の身分確認の実施等と、税理士等でない者の調査等への立会いの排除等について周知徹底を図る。

2 納税者に対する注意喚起

納税者に対して、あらゆる機会を捉えて、税理士等でない者は税理士業務を行えないことを周知するとともに、税理士等でない者に税理士業務を委嘱することのないよう注意喚起を行う。

第2節 確定申告期における対応

所得税等の確定申告期は、税理士等でない者が税理士業務を行う可能性が高いことから、同期間中においては、より一層、納税者に対する注意喚起及び税理士会との連絡協調に努める必要がある。

1 広報

地方公共団体、関係民間団体等に対して、法第52条違反行為への対応について協力を要請するとともに、納税者に対する注意喚起の広報等を行うよう依頼する。

2 受付窓口等における対応

所得税等の確定申告期においては、法第 52 条違反行為に関する情報の収集等の観点から、受付事務を担当する職員等に対して、次のような対応を依頼する。また、その結果、法第 52 条に違反する行為を把握した場合には、情報提供要領通達に定める情報提供せんの作成等が行われるよう依頼する。

- ① 所得税の確定申告書等（以下「申告書等」という。）の受付窓口において、申告書等を一括提出する者については、收受する際に、提出者の氏名及び所属する団体等の名称等を聴取し記録する。
- ② 税理士等の署名のない複数の申告書等を提出する者については、①に加えて、提出者（又は所属する団体等）と納税者との関係及び申告書等の作成者を聴取し記録する。なお、郵送により提出された場合は、差出人あるいは納税者への架電等を行うことにより確認する。
- ③ 確定申告書用紙を大量に請求する者については、請求者の氏名及び所属する団体等の名称等を聴取し記録する。

第 3 節 法第 52 条違反行為の確認

法第 52 条違反行為が想定される者に対しては、国税庁の任務である税理士業務の適正な運営の確保を図る観点から、財務省設置法第 19 条に基づき対象者の協力を得て、次により、その実態を確認するための調査（以下「確認調査」という。）を行う。

1 確認調査の対象者

法第 52 条違反行為が想定される者及び税理士法第 44 条第 3 号に規定する「税理士業務の禁止」の処分を受けた者のうち確認調査の必要な者で、自署管内に所得税等の納税地を有する者を対象とする。

なお、納税地等が不明である場合は、自署管内に住所、居所、事務所その他これらに準ずるものを有する者を対象とし、自署管内のほか、他署管内にも住所、居所、事務所その他これらに準ずるものを有する者については、当該他署に連絡し、協議する。

2 選定

署の税理士事務担当者は、情報提供せんの内容等に基づき、随時、法第 52 条違反行為が想定される者を選定する。

また、選定するに当たっては、税理士監理官に相談の上、関係各部門との連絡を密にし、必要な調整を行う。なお、税理士監理官に対して、参考資料を送付するなどし、選定した理由等を報告する。

3 事前準備

確認対象として選定した者について、証拠資料の的確な収集と法第 52 条違反行為の確認が効率的に実施できるよう、事前の資料等の収集に努めるとともに、①収集すべき証拠資料、②臨場して接触すべき者及び③臨場して確認すべき項目等について十分検討するなど、事前準備を確実に行う。

また、必要に応じて、事前に、「弁護士登録の有無について」（様式7-1）又は「公認会計士登録の有無について」（様式7-2）により、弁護士又は公認会計士の登録の有無等について照会する。

4 確認調査の実施

所轄署長は、選定対象者について確認調査を要すると認めた場合には、署の税理士事務担当者へ確認調査の実施を指示する。確認調査の実施に当たっては、第4章第2節の5《調査着手の要領》の(3)署調査事案に準じて行う。

なお、税理士監理官は、事案の困難性等を考慮し、税理士専門官を担当者とすることが相当と認めたときは、所轄署長にその旨を連絡するとともに、必要に応じて署の税理士事務担当者を補助者とすることを依頼する。この場合にあっては、第4章第2節の5《調査着手の要領》の(1)局調査事案に準じて行うことに留意する。

5 確認調査時の留意事項

法第52条違反行為の確認に当たっては、以下の事項に留意し、違反行為等の的確な把握及び証拠資料の収集に努める。

- ① 法第52条違反行為が課税調査と密接に関係する場合には、当該課税調査の担当部門等との連絡を密にし、時機を失することなく調査を実施する。
- ② 法第52条違反行為の確認に支障があると考えられる場合等を除いて、原則として、確認対象として選定した者に対して臨場日時をあらかじめ通知した上で実施する。
- ③ 事前に抽出した問題点以外の違反行為等の有無についても十分検討する。
- ④ 法第52条違反行為の確認の過程において、判断に疑義が生じた場合や税務執行に与える影響が大きいと思われる事態等が生じた場合には、遅滞なく税理士監理官に報告するなど、迅速かつ適切な対応に努める。
- ⑤ 確認状況等については、随時署長への報告を行う。

6 確認調査及び確認調査後の処理

法第52条違反行為の確認においては、証拠資料の収集を的確に行うとともに、質問てん末書（第4章第2節の6《質問てん末書の作成》参照）を作成する。

また、法第52条違反行為の確認を終了した場合には、第4章の第3節《調査後の処理》に準じて処理することとし、調査事績書の作成、税理士等調査事案検討会の開催及び調査事績書の決裁等を終了した後、決定した処理方針（第5章の第2節《個別的指導》又は第6章の第3節の2《告発》等に定める処理）に従い、所要の処理を行う。

【参考】

○ 財務省設置法（抄） （任務）

第19条 国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

第8章 税理士登録に係る確認等

税理士法上、税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、日税連に備える税理士名簿に、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項について登録を受けなければならないこととされている。

この登録制度は、税理士業務の公共的性格にかんがみ、税理士業務を行うにふさわしい者であると認められるものを一般的に公認する行為として設けられているものである。

第1節 税理士登録申請者に係る確認

税理士の登録に関する事務は、日税連が行うこととなっているが、税理士の登録を行うに当たっては、登録決定の適正を期するため、税理士登録の申請を行った者が税理士となる資格を有し、かつ、登録拒否事由に該当する者でないかどうかについて、あらかじめ、国、市町村及び都道府県の三者から情報を得て行うこととなっている。

したがって、税理士事務担当者は、税理士となるために「税理士登録申請書」を提出した者（以下この節において「登録申請者」という。）について、税理士登録申請書の副本及び添付書類が税理士会から送付されてきた場合には、課税部門等が保有する登録申請者に関する情報等に基づき、次により処理する。

1 税理士登録申請書副本の受理

署の税理士事務担当者は、税理士会から税理士登録申請書の副本等の送付を受けたときは、受付年月日を明確にするため、当該副本に收受日付印を押なつし、「税理士登録申請書副本受付簿（署用）」（様式8-1）に所要事項を記載する。

2 税理士資格等の確認

1 《税理士登録申請書副本の受理》の処理を了した後、署内簿書等に基づき、登録申請者が法第4条に掲げる欠格事由及び法第24条に掲げる登録拒否事由に該当しないかどうかについて、次の事項を中心に、所要の確認を行う。

なお、これらの確認は、税理士登録の可否に重大な影響を及ぼすものであることから慎重かつ迅速に行うことに留意する。

(1) 国税等を不正に免れた等の行為の有無等（法24三）

その行為があった日から2年を経過しないものについて登録拒否事由となる。

法第24条第3号に規定する「国税又は地方税を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ若しくは免れさせようとした者」とは、重加算税の賦課、通告処分、起訴又は微罪不起訴等によって国税又は地方税を免れ、若しくは免れようとした行為があったことが、明らかである者をいう。（基通24-3）

また、「行為があった日」とは、裁判所において認めた犯罪行為のない場合には、検察庁に

において認めた犯罪行為の日、これらの行為のない場合には、国税局長、税務署長又は税関長（地方公共団体の長の場合については、地方公共団体の長）が認めた当該行為の日をいう。（基通 24-4、(2)及び(3)において同じ。）

(2) 国税等の不正還付を受けた等の行為の有無等（法 24 四）

その行為があった日から 2 年を経過しないものについては登録拒否事由となる。

(3) 国税等の法令による刑罰（通告処分を含む）の有無等（法 24 五）

その行為があった日から 2 年を経過しないものについては登録拒否事由となる。

法第 24 条第 5 号に規定する「国税若しくは地方税又は会計に関する事務」とは、税務官公署における事務のほかその他の官公署及び会社等における事務を含み（基通 24-5）、「刑罰法令にふれる行為をした者」とは、税務官公署の告発、検察庁の起訴又は微罪不起訴等によって次に掲げる行為があったことが明らかである者をいう。（基通 24-6）

イ 国税又は地方税に関する法令に規定する国税又は地方税を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした罪以外の罪（秩序犯）に該当する行為

ロ 税理士法又は公認会計士法に規定する罪に該当する行為（法第 58 条から第 64 条まで、公認会計士法第 50 条から第 55 条の 2 まで参照）

ハ 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑法に規定する証拠隠滅、印章及び文書偽造、偽証、職権濫用、収賄、背任又は横領等の罪に該当する行為

(4) 税理士としての適格性の有無等（法 24 七）

税理士の信用又は品位を害するおそれがあり、その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠くものについては登録拒否事由となる。

なお、当該登録拒否事由に該当するかどうかの確認に当たっては、国税等の滞納の有無などについて、登録申請者の申告状況等から検討し、当該登録拒否事由に該当する者であると認められる場合には、その事実等に係る資料を 3《通知書の作成等》に定める資格確認表に添付することに留意する。

さらに、税理士業務の禁止の懲戒処分を過去に受けた者で再登録の申請を行った者については、法第 24 条第 7 号に規定する税理士の信用又は品位を害する虞がないか、その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠くものでないかについて、慎重に確認を行う。

【参考】

○ 平成 13 年 5 月 25 日：衆議院財政金融委員会における「税理士法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」（抜粋）

「経済社会情勢の変化等に対応して高度化・複雑化する税理士業務の実態にかんがみ、その資質の維持向上のため、研修制度の一層の充実を図り、その受講率の向上に努めるとともに、税理士の懲戒処分の実効性を確保するよう努めること。」

○ 平成 13 年 4 月 10 日参議院財政金融委員会における「税理士法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」（抜粋）

「経済社会情勢の変化等に対応して高度化・複雑化する税理士業務の実態にかんがみ、その資質の維持・向上のため、研修制度の一層の充実を図り、その受講率の向上に努めるとともに、懲戒処分を受けた税理士の安易な再登録を防止する観点から、処分の実効性を確保するよう努めること。」

3 通知書の作成等

2《税理士資格等の確認》を終了したものについては、その結果に基づき、「税理士資格等の確認表」（様式 8-3）（以下「資格確認表」という。）に必要な事項を記載するとともに、税理士

会から送付（税理士登録申請書の副本に添付）された「税理士登録申請に関する通知書」（以下この節において「通知書」という。）の「該当する条文及び事実」欄に該当条文及びその事実（該当する事実がない場合は、「該当なし」）を記載し、税務署長印を押なつする。

なお、2《税理士登録申請に対する審査》の(1)から(4)に掲げる事項に該当する事実がある場合には、その内容等を資格確認表に詳細に記載することに留意する。

4 局への送付

3《通知書の作成等》の処理を了した後、登録申請書の副本、通知書及び資格確認表（参考資料を添付したもの）を局に送付する。

なお、これらの処理は、登録申請書の副本等の受理後15日以内に行うことに留意する。

5 局における処理

局の税理士事務担当者は、署から4《局への送付》に掲げる書類の送付を受けたときは、收受日付印を押印し、「税理士登録申請書副本受付簿（局用）」（様式8-2）に所要事項を記載した上で、次の事項に留意して、法取扱規程に定めるところにより、適切に処理する。

(1) 局における確認等

署から送付された4《局への送付》に掲げる書類のうち通知書の「該当する条文及び事実」欄に「該当なし」と記載されている場合には、部内簿書等に基づき、登録申請者が法第4条に掲げる欠格事由及び法第24条に掲げる登録拒否事由に該当しないかどうかについて、2《税理士資格等の確認》に準じて、所要の審査を行う。その結果、欠格事由又は登録拒否事由に該当する者であると認めたときは、通知書の当該欄に記載された「該当なし」の文字を抹消し、該当条文及びその事実を記載する。

(2) 日税連への通知等

署から送付された4《局への送付》に掲げる書類のうち通知書（(1)により処理したものを含む。）に欠格事由又は登録拒否事由に該当する旨の記載があるものについて、税務署長が登録申請書副本を受理した日から1か月以内に日税連に送付する。

なお、日税連に送付した通知書の写し及び署から送付された4《局への送付》に掲げる書類については、局において編てつ保存する。

6 登録拒否の通知の処理

日税連が税理士登録を拒否した者については、法第23条第2項の規定により国税庁長官に通知され、法取扱規程第12条に定めるところにより局及び署に通知されるので、庁又は局から通知を受けた局又は署においては、それぞれの税理士登録申請書副本受付簿の「備考」欄にその旨を朱書する。

【参考】

○ 税理士法（抄） （欠格条項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。

一 未成年者

- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ないもの
- 四 国税若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しないもの
- 五 国税若しくは地方税に関する法令若しくはこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税犯則取締法（明治33年法律第67号）（地方税法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（昭和29年法律第61号）（とん税法（昭和32年法律第37号）及び特別とん税法（昭和32年法律第38号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者で、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しないもの
- 六 国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しないもの
- 七 懲戒処分により税理士業務を行うことが禁止された者で、当該処分を受けた日から3年を経過しないもの
- 八 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、国会職員法（昭和22年法律第85号）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から3年を経過しない者
- 九 弁護士法（昭和24年法律第205号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）、公認会計士法、弁理士法（平成12年法律第49号）、司法書士法（昭和25年法律第197号）、行政書士法（昭和26年法律第4号）、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士若しくは会計士補の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の登録の消除の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から3年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）
- 十 税理士の登録を拒否された者のうち第22条第4項の規定に該当する者又は第25条第1項第1号の規定により税理士の登録を取り消された者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの

（登録）

第18条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。

（税理士名簿）

第19条 税理士名簿は、日本税理士会連合会に備える。

2～4 （省略）

（登録の申請）

第21条 第18条の規定による登録を受けようとする者は、同条に規定する事項その他の財務省令で定める事項を記載した登録申請書を、第3条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付の上、財務省令で定める税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

2 前項の規定による登録申請書には、その副本3通を添付するものとし、同項の税理士会は、当該申請書を受理したときは、遅滞なく当該副本1通ずつを当該申請者の住所地の所轄税務署長並びに当該住所地を管轄する市町村（特別区及び全部事務組合を含む。以下同じ。）及び都道府県の長に送付するものとする。

（国等と日本税理士会連合会との間の通知）

第23条 税務署長並びに市町村及び都道府県の長は、第21条第1項の規定による登録申請書を提出した者が税理士となる資格を有せず、又は次条各号の一に該当する者であると認めたときは、第21条第2項の規定により登録申請書の副本の送付を受けた日から1月以内に、その事実を日本税理士会連合会に通知するものとする。

2 日本税理士会連合会は、前条第1項の規定により登録を拒否したときは、その旨を国税庁長官並びに当該申請者の住所地を管轄する市町村及び都道府県の長に通知しなければならない。

（登録拒否事由）

第 24 条 次の各号の一に該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

- 一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、会計士補、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行うことを禁止された不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補で、現にその処分を受けているもの
- 二 報酬のある公職（国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職を除く。以下同じ。）についている者
- 三 不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした者で、その行為があつた日から2年を経過しないもの
- 四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から2年を経過しないもの
- 五 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令にふれる行為をした者で、その行為があつた日から2年を経過しないもの
- 六 心身の故障により税理士業務を行わせることが適正を欠く虞がある者
- 七 税理士の信用又は品位を害する虞があり、その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者

○ 税理士法事務取扱規程（抄）

（登録申請書副本の取扱い）

第 11 条 税務署長は、法第 21 条第 2 項の規定により、税理士会から税理士登録申請書の副本（以下この章において「登録申請書副本」という。）の送付を受けたときは、税理士登録申請者が税理士となる資格を有するかどうか、又は法第 24 条の規定に該当しないかどうか調査の上、15 日以内に所轄国税局長に提出するものとする。

この場合において、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は法第 24 条の規定に該当すると認めたときは、登録申請書副本に添付された税理士の登録に関する通知書（日本税理士会連合会が定める様式による。以下この条において「通知書」という。）にその事由及び事実を記載するものとする。

2 国税局長は、前項の規定による登録申請書副本及び通知書を受理したときは、当該通知書に税理士登録申請者が税理士となる資格を有せず、又は法第 24 条の規定に該当すると認めた旨の記載があつた者については、税務署長が登録申請書副本を受理した日から1か月以内に当該通知書を日本税理士会連合会に送付するものとする。

3 国税局長は、第 1 項の規定による登録申請書副本及び通知書を受理した場合において当該通知書に税理士登録申請者が税理士となる資格を有せず、又は法第 24 条の規定に該当すると認めた旨の記載がなかった者について、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は法第 24 条の規定に該当すると認めたときは、当該通知書にその事由及び事実を記載して、税務署長が登録申請書副本を受理した日から1か月以内に日本税理士会連合会に送付するものとする。

（登録拒否の通知）

第 12 条 国税庁長官は、法第 23 条第 2 項の規定により日本税理士会連合会から登録を拒否した旨の通知を受けたときは、その旨を当該登録を拒否された者の住所地を管轄する国税局長に通知するものとする。

2 国税局長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を登録を拒否された者の住所地を管轄する税務署長に通知するものとする。

第 2 節 変更登録等

税理士の登録に関しては、税理士となるための登録（新規登録）のほか、登録を受けた事項に変更を生じた場合の変更登録及び登録の抹消があり、また、税理士法人については、日税連への所要の届出があり、これらの事務は日税連が行うこととなっている。

したがって、税理士事務担当者は、これらの事務が適正に行われるよう、必要に応じて、税理士及び税理士法人に対して、次のような指導等を行う。

1 変更登録の申請

税理士が登録を受けた事項に変更（市制施行、町村合併、住所表示に関する法律の施行等による本籍、住所、事務所の所在地の町名等の変更を含む。）が生じた場合で、その変更登録の申請が行われていないことを把握したときは、当該変更登録に係る申請書を税理士会経由で日税連に遅滞なく提出するよう、当該税理士に対して指導する。

2 登録抹消の届出

税理士が次のいずれかの事項に該当する場合で、その届出が行われていないことを把握したときは、当該事項に係る届出書を税理士会経由で日税連に遅滞なく提出するよう、当該税理士又はその法定代理人若しくはその相続人に対して指導する。

- ① 業務を廃止したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 法第25条第1項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき
- ④ 法第4条第2号から第9号までの規定の一に該当することとなったことその他の事由により税理士の資格を有しなくなったとき

3 税理士証票の返還

税理士又は税理士であった者が次のいずれかの事項に該当する場合で、税理士証票の返還が行われていないことを把握したときは、税理士証票を税理士会経由で日税連に遅滞なく返還するよう、当該者又はその法定代理人若しくはその相続人に対して指導する。

- ① 税理士登録が抹消されたとき
- ② 税理士以外の懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、会計士補、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止されたとき
- ③ 不動産鑑定業者の業務に関し、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補が不動産の鑑定評価を行うことを禁止されたとき
- ④ 税理士が報酬のある公職についたとき
- ⑤ 税理士懲戒処分により、税理士業務を停止されたとき

4 税理士法人の届出

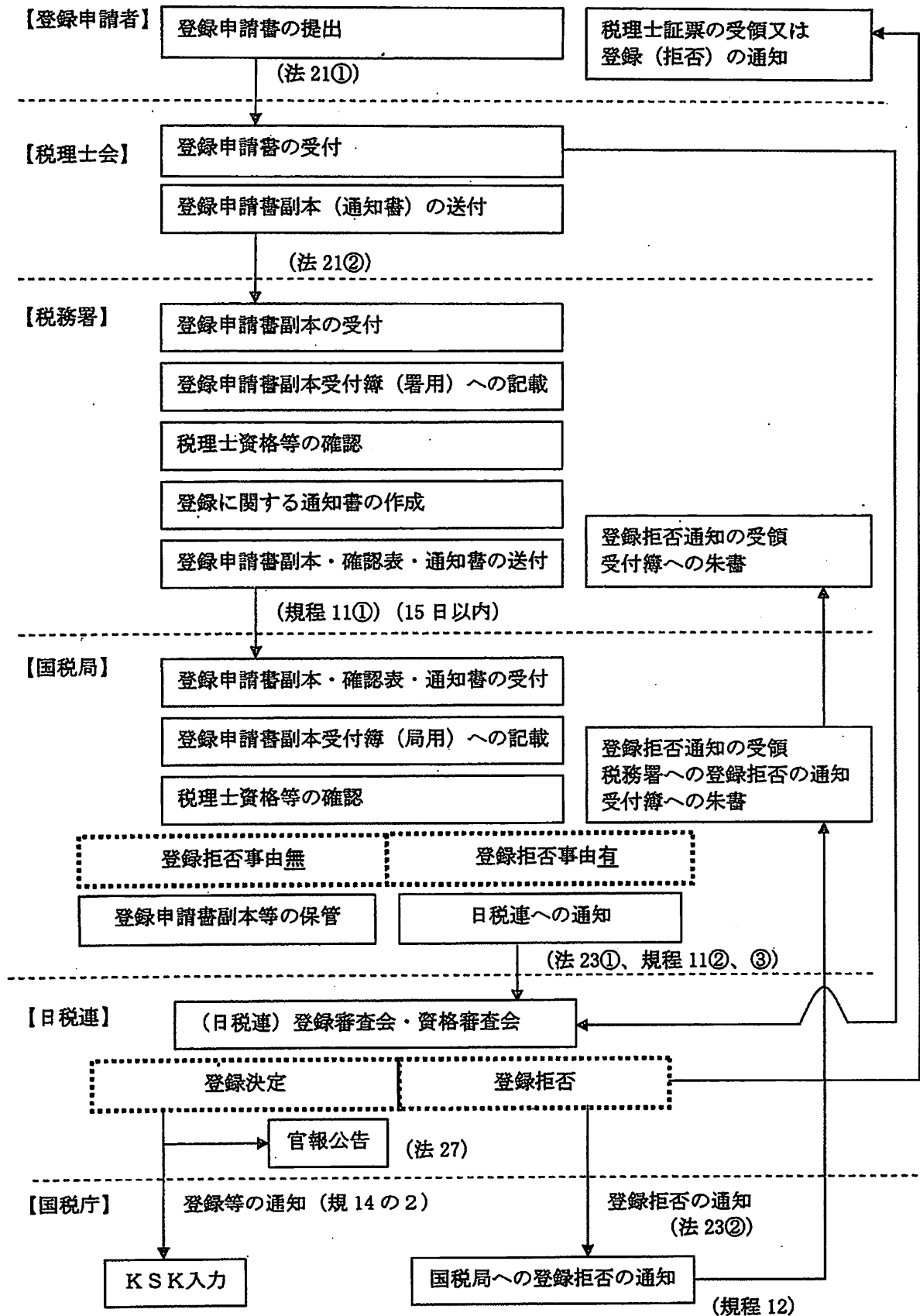
税理士法人が次のいずれかの事項に該当する場合で、その届出が行われていないことを把握したときは、当該事項に係る届出書を税理士会経由で日税連に遅滞なく提出するよう、税理士法人に対して指導する。

- ① 税理士法人が成立したとき
- ② 税理士法人の従たる事務所が設置されたとき
- ③ 税理士法人の定款が変更されたとき

（注）定款には、少なくとも、目的、名称、事務所の所在地、社員の氏名及び住所、社員の出資に関する事項並びに業務の執行に関する事項を記載しなければならない。

- ④ 税理士法人が解散したとき
- ⑤ 税理士法人が合併したとき

(参考) 登録関係事務フロー



第9章 臨時の税務書類の作成等の許可

法第50条に規定する臨時の税務書類の作成等（以下「臨税」という。）の許可については、租税の確定申告時期又は災害があった場合等において、納税者の便宜を図るため、特例として、税理士以外の者に、無報酬で税理士業務を限定的に行うことを認めるものである。

したがって、税理士事務担当者は、臨税の許可に関する事務については、この制度の趣旨を踏まえ、次のとおり実施する。

1 申請

臨税の許可を申請する者（以下この節において「許可申請者」という。）に対しては、「臨時の税務書類の作成等に対する許可申請書」（様式9-1）（以下この章において「許可申請書」という。）に必要事項を記載させ、許可申請者の所属する団体等の所在地の所轄税務署長を経由して提出させる。

また、事前に、許可申請者の所属する団体等に対して制度の趣旨等を説明するなど、許可に係る事務が円滑に行われるよう配慮する。

2 審査

署の税理士事務担当者は、許可申請書が提出された場合には、法令及び基通に定める要件を満たすかどうかについて審査を行う。

3 許可書の作成等

署の税理士事務担当者は、許可申請に対する審査を了した後、許可が相当と認められる者について、法取扱規程に定める「臨時の税務書類の作成等の許可書」（以下この章において「許可書」という。）を作成し、許可申請書及び検討結果に関する資料（適宜の様式）を添付した上で、税務署長までの決裁に回付し、局が定める日までに国税局長あて提出する。

また、局の税理士事務担当者は、署から提出された臨税の許可に係る資料に基づき許可の適否を検討した上で、許可を決定したものについては、許可書に必要事項を記載した後、国税局長印を押なつたものを署に送付する。

なお、許可申請に係る標準処理期間については、局署における期間が通算して1月を目途として、地域の実情及び局署の事務処理を考慮して国税局長が定め、申請者から公表を求められた場合には、国税局及び税務署において示すものとする。

4 許可の通知

許可書の送付を受けた署の税理士事務担当者は、許可申請者に対して、許可が取り消される場合の要件等を十分説明した上で、直接許可書を交付する。

なお、臨税許可者に対しては、その業務が適正に行われるよう、関係する税法及び税理士法等について説明等を行うとともに、補助者に対する指導・監督、特に、複数の会場での相談が予定されている場合の指導・監督を適切に行う必要があることについて説明等を行う。

5 許可書の回収等

署の税理士事務担当者は、臨税許可者が、基通 50-3 又は 50-4 に定める取消事由に該当することを把握した場合には、局の税理士事務担当者にその旨連絡し、局からの指示に基づき、臨税許可者に対して、許可を取り消す理由を示した上で、直ちに許可書を回収する。

【参考】

○ 税理士法（抄）

（臨時の税務書類の作成等）

第 50 条 国税局長（地方税については、地方公共団体の長）は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、2 月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び民法第 34 条の規定による法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

2 第 33 条第 2 項及び第 4 項、第 36 条並びに第 38 条の規定は、前項の規定による許可を受けた者に準用する。

○ 税理士法施行令（抄）

（臨時の税務書類の作成等を許可する役職員の属する法人その他の団体）

第 14 条 法第 50 条第 1 項ただし書に規定する政令で定める法人その他の団体は、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合及び商工会とする。

○ 税理士法事務取扱規程（抄）

（臨時の税務書類の作成等の許可の通知）

第 14 条 国税局長は、法第 50 条第 1 項の規定により、臨時の税務書類の作成等の許可の申請をした者に対し、許可の決定をしたときは、許可書（別紙第 13 号様式）を所属団体の所在地を管轄する税務署長を経由して当該申請者に交付するものとする。

○ 税理士法基本通達（抄）

（臨時の税務書類の作成等の許可の基準）

50-1 法第 50 条第 1 項に規定する租税の税目の指定は、原則として、申告所得税及び個人事業者の消費税に限るものとし、その許可を与える基準は、次の各号に掲げる地方公共団体その他の法人の役員又は職員のうち、申告者数その他の事務の性質及び分量等を考慮し、適当と認める人数に対して、50-3 及び 50-4 の条件を付して許可するものとする。ただし、許可を受けた者を単に機械的に補助する者については、許可を要しないものとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 農業協同組合
- (3) 漁業協同組合
- (4) 事業協同組合
- (5) 商工会

（許可を与えない者）

50-2 法第 50 条に規定する許可を申請した者が、次の各号の一に該当する場合においては、許可を与えないものとする。

- (1) 法第 4 条各号の一に該当する場合
- (2) 法第 24 条第 1 号又は第 3 号から第 6 号までに該当する場合
- (3) 納税事務の適正な実施を妨げ、又は納税に関する道義を乱すようなおそれがあり、その他税務書類の作成等を行わせるのに適格性を欠くと認められる場合

（許可の取消）

50-3 法第 50 条の許可を受けた者が、次の各号の一に該当することとなった場合には、その許可は、当該各号に掲げる事由に該当することとなった日に取り消されるものとする。

- (1) 法第4条各号の一に該当することとなった場合
 - (2) 法第24条第1号に該当することとなった場合
 - (3) 所属地方公共団体又は所属法人における地位又は職を失った場合
- (許可を取り消す場合)

50-4 法第50条の許可を受けた者が、50-2(2)(法第24条第1号を除く。)又は(3)に該当することとなった場合には、その許可を取り消すものとする。